

第六十一回国会 大蔵委員会議録 第十号

昭和四十四年三月十四日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 伊藤宗一郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 笹山茂太郎君

理事 田中 龍夫君

理事 江 寛一君

理事 西岡 武夫君

理事 本名 武君

理事 村上信二郎君

理事 井手 以誠君

理事 平林 剛君

理事 河村 勝君

理事 広沢 直樹君

理事 田中 昭二君

理事 福田 起夫君

理事 中嶋 実太君

理事 中村 秀男君

理事 阿部 登君

理事 田中 賢一君

理事 福田 起夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 上村千一郎君

大蔵省主税局長 吉國二郎君

国税庁長官 亀徳正之君

委員外の出席者

大蔵省主計局給 与課長 植松相原三郎君

国税課長直税部所 建設省計画局宅地部長 自治大臣官房人事官 門員拔井光三君

出席国务院委員
大蔵大臣

三月十四日
委員木野晴夫君及び山中貞則君辞任につき、その補欠として笑輪登君及び田中龍夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員田中龍夫君及び笑輪登君辞任につき、その補欠として山中貞則君及び木野晴夫君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日
銀行界の納紀貞正に関する請願(宇野宗佑君外二名紹介(第一七九八号))
入場税減免に関する請願外五件(天野光晴君紹介)(第一九九四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平林剛君。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 私は、きょう給与所得控除の問題を

中心にいたしまして、少しまかいことを尋ねて

いきたいと思うのであります。

そこで、その質問を展開する前提として、ます

給与所得控除につきまして、今回の所得税法の一

部を改正する法律案におきまして、その適用範囲

を拡大をしておるわけでもないですが、この理由を一応御説明をいただきたいと思います。まず、第一の点は、給与所得につきましては、収入金額に対する課税を前提としておりますので、給与收入を得るに必要な経費の控除の規定がございません。その必要経費の概算控除的な意味が第一点でございます。

それから第二点といたしましては、これは古くから考え方としてあるわけでございますが、資産の共働を得ない所得、つまり労働だけの所得につきましては、資産と労働の結合による所得があるいは資産による所得に比べて控税力が低いという点を考慮すること、これが第二点であります。

それから第三点は、給与所得は原則として源泉徴収制度により納付されることになりますので、徴収制度により納付されることになりますので、各月ごとの納付となるために、一般の納税者に比べて若干早期に支払いをしなければならない点を考慮して、その利子相当分を配慮すべきであるという点が第三点でございます。

なお、第四点といたしまして、他の所得者との間の把握の程度が違うという点があげられることがございますけれども、その点を考慮に入れれたと申告をすれば、給与所得者に対して損になるという結果になりますので、これは税制上矛盾が生じますので、この点は税制上の配慮をしていないといいうことが從来からの説明でございます。

たいへん長くなりましたが、そこで從来からこ

の給与所得控除につきましては、給与所得者の必

要経費というのが非常にむずかしい問題でござい

ます。二八%の人は、給与の収入がよえても、その

ふえた分には控除が全然ないという姿が出てまい

る。つまり、この点は税制上の配慮をしていないといいうのが従来からの説明でございます。

そこで、その質問を展開する前提として、ます給与所得控除につきまして、給与所得者の必要な経費といいうのが非常にむずかしい問題でございまして、全体の所得水準が上がつてくるにつれて改正をやつてしましましたが、特に昭和三十六年度以降、最低必要経費を配慮するという意味で定額控除制を置いてまいりました。最初一万円であつた定額控除が、昨年の改正によって十万円になりました。そして、頭打ちは平年度で二十八万円とはなつておらずますが、低額所得者は、十万円を一律に控除できる、最低控除ができるわけでございますので、たとえば五十万円の収入金額の場合は、この控除率が三六%、百万円の収入金額の場合は、二七%に達したわけでございます。その結果といたしまして、頭打ちは平年度で二十八万円とはなつておらずますが、低額所得者は、十万円を一律に控除できる、最低控除ができるわけでございますので、たとえば五十万円の収入金額の場合は、この控除率が三六%、百万円の収入金額の場合は、二七%に達したわけでございます。そういう意味では、現在百万円以下の収入金額の給与所得者というのが八割近くも占めておりますので、大体その辺の所得者に対しての定額控除としては妥当なところと考えられますけれども、現在の給与所得控除は、定率控除が百万円で頭を打つておらずために、百十万円をこえる収入金額に対しましては、控除が全然ないわけでございます。現在の状況から見ますと、百万円をこえる所得者は、二〇%をこえてまいりますが、この人たちには、給与がよえても、それに対する控除が全くないという姿になるわけでございます。かたがた、かなり思い切った減税をしたといわれております。昭和三十二年の改正の当時は、給与所得控除の限度額を引き上げましたために、当時、その限度額で頭を打つた頭打ちの納税者は、わずか2%にしかすぎなかつたわけでございますが、その後限度額がさして引き上げられておりませんために、定額控除はできましたけれども、定率控除ができないおりませんでしたために、その限度額の頭打ちが次第にふえてまいりました。昨年、若干限度を上げます前に、ついに二八%に達したわけでございます。

りました。それが必要経費として考へても、非常に矛盾ではないかといわれているゆえんでござります。

そこで、税制調査会では、今回税制改正をいたしました場合に、給与所得者の課税という点において一番問題なのは、やはり百十円をこえたところの収入金額に対する控除がないという点であります。そのメドは非常にむずかしいわけでござりますが、大体三十二年当時の二%程度の頭打ちにとどめる、ほとんど九九%近くの納税者が、給与の収入金額から何がしかの控除があるというところで、これまで控除額を引き上げるべきであるということでおで、新たに百万円から二百万円までは一〇%の控除、さらに二百万円から三百万円までは五%の控除を設けるべきであるという答申をいたしまし

○平林委員 そこで、ただいま給与所得控除の適用範囲の拡大を提案された理由は、わかりました。が、問題は、この給与所得控除という制度を設けている理由について、おおよそ三つの観点からの理由をお話しになつたわけでございますけれども、この給与所得控除を設けている理由、それぞれの根拠といいますか、内訳といいますか、合理性といいますか、裏づけといいますか、こういろいろものについてはどの程度お考えになつておられますか。

○吉國(二)政府委員 先ほど私が申しましたように、実際問題といたしまして、給与所得者についての必要経費というものが、具体的にどのものをさすかということは非常にむずかしい問題であります。御承知のように、わが国の所得税における必要経費というのは、収入を得るために必要な経費ということでございますので、家事関連費、生計費に属するものは一切控除しない。これ

かく九八%までの納税者には、給与収入に対する控除があるようだということで、今回このような措置をとつたわけござります。

は所得税として当然でございますが、そなりますと、普通の事業者の場合には、いわゆる商品の仕入れとか、あるいは製造のコストに相当するものとか、減価償却、あるいはその他いろいろなものが考えられるわけでございます。また、たとえば租税公課いたしましても、固定資産税といふものも考えられますが、給与所得者の場合には、たゞ自分の家に住んでおつても、それは事業を、あるいは収入を得るために必要なものではない。家計に属するものでござりますから、固定資産税も租税公課として引くわけにいかないというようなことを考えますと、具体的な必要経費の算定というものは非常に困難でございます。事実シャウプ改正前後にこまかい推計をしてみたわけでございますが、これはあくまでも実額で積み上げをしなければならない問題でございます。数字的に必要経費を積み上げ、あるいは源泉徴収税額の利子相当分を積み上げ、さらに租税力の弱さを積み上げるという計算は、事実上不可能でございますので、結局においては、従来からの控除の連続性を考えながら実際の控除の妥当性というものを概算的に判定をいたしまして、逐次これを内容的に充実していくという形をとらざるを得ないわけでございます。

内訳を具体的にということになりますと、これは実際には内容的に分けるわけにはまいらないといふのが実情でございます。

○平林委員 分析はなかなか困難であるということはわかりますけれども、今日労働所得者を中心にして、他の所得者と比較して必要経費を認めないという点、あるいはこれから私が質問をしたいと考えております源泉徴収制度における問題点などを考えますと、かなり合理的なものを裏づけてして説明することがなければ、今日の労働者は承知しない、私はそういう段階にあると思うのですがあります。このことは、しばしば私も指摘をしてまいりまして、かつて大蔵省においても、若干の検討はしたことがあるというお話を聞きましたから、今日の状態に備え、具体的に労働所得者全般

○吉國(一)政府委員 率直に申しまして、私どものほうの担当者は、そういう試みを何度かやつておられることがあります。ところが、必要経費といふのを厳密に解釈いたしますと、なかなかその数字が出てまいらないという事実が実はございまして。たとえば必要経費を認めております米国などの実際を見ましても、必要経費として控除されるのは、たとえば通勤費は全然控除を認めないといふたてまえをとつておりますが、被服費につきましては、看守とかそういう特定の制服の着用を強制されており、かつ、それがよそでは着られないというものを限つて控除するというようなきびしい必要経費の制約をとつておりますが、そういう観点からやつてまるい限りは、なかなか必要経費というものは出てこないわけであります。私どももできればもつと具体的な数字で積み上げたいという感じもいたしますけれども、たとえば家計調査一つとつてみましても、家計的な費用をすうつと控除してまいりますと数%しか残らない。その数%の中の幾ばくかが必要経費であるということは推定できますけれども、数%をこえないわけでございます。一方、私どもとしてはやはり給与所得控除といふものを引き上げたいという考え方も持っております。しかも必要経費といふものの概念が確定していない段階で、そういう仮定のもので非常に小さい数字を出すことがはたしていいかどうか、その辺、これは私、率直なことを申し上げたわけでございますが、そういう意味ではいろいろ試みはいたしておりますけれども、ただ私は、最近労働者の意識といふものが税について非常に高まってまいりました。労働者が家計についていろいろと記帳などを始めておられるというのは、これは将来非常に大きな参考になるのじゃないかという感じを持つております。そこの中から必要経費的なものを抜き出してみて、大き

な分野で計算ができることになると、また一つの進歩があるかと思います。たとえばいまばく然と必要経費といわれている中には住居費であるとか、あるいはその他の費用が入っているというふうに見受けられます。これは事業所得者等についてももちろん認められていないわけであります。減価償却が認められるのは店舗部分だけであるわけであります。住居部分はそれから除いておるわけであります。そういう点で、もしいろいろな数字が出てまいりましても、事業所得等を通じて必要経費と認められるものをとつて計算をするということになれば、ある程度の姿が出てくるかと思いますが、これも一つの試みとして私どもも将来期待すべきことである、かのように考えているわけでございます。

二百万円の給与の収入金額の場合は、前払い金利に相当するものが千七百八十七円という試算をいたしております。これを給与の収入金額で見ますると、〇・〇八九%、税金から見ますと〇・五五%ということになるようございます。同じような計算を百万円の人についてやりますと、収入金額に対しては〇・〇〇八七%，税金に対しては〇・〇三%ということになります。これをさらに大きくなると、〇・〇八九%，税金から見ますと〇・五五%ということになるようございます。同じような計算を百万円の人についてやりますと、所得に対する対しては〇・〇〇八七%，税金に対しては〇・〇三%ということになります。これをさらに大きくなるところでやつてみますと、たとえば五百円というところでやつてみると、所得に対する対して〇・二六%，税金に対しては三・七八%という数字になるようでございます。

○平林委員 資産のない所得、つまり勤労者の所得はまさしくそれに該当するものでありますけれども、労働によって得るところの所得であるといふ点から見まして、万一病気になれば非常に不安定な要素に相なる。そういうことを考えまして、担税力の強い、弱いということを比較し、このためにある程度給与所得控除というものを考えねばならぬという理由が説明ございましたけれども、これはいまだあなた方がお考えになつておられる範囲におきましては、どの程度考慮すべきものと判断をされておりますか。

○吉國(一)政府委員 この点は、最初に給与所得控除ができましたとき、つまり戦前に給与所得控除が創設されたときの理由といふのは、まさにこの担税力理論だけだったわけでございます。当時は、給与所得について必要経費があるという前提をとらなかつたわけでございます。当時の勤労者のあり方、それと一般事業者のあり方は、今日では実は若干変わつておきましては、どの程度考慮すべきものと判断をされておりますか。

中小企業の方に言わせますと、勤労者のほうが生活が安定しているのじやないか、好不況にかかわらず給料といふものは切り下げられるというこどもあり得ないし、それから病気をすれば健康保険といふものが、国民健康保険に比べて職域保険のほうがはるかにいいではないか。さらに退職をすれば退職所得といふものがほとんど確立をされ

ておりますし、年金制度も漸次よえてきておる。そういう意味からいふと、倒産の多い中小企業者よりもかえつて有利ではないかという方もあります。しかし、これは倒産はしても資産がある場合とでは非常に違いますので、私は前のむしろ戦前、大正二、三年ごろに考えられた勤労者控除の意味と現在では非常に違つてきておるという点はあると思ひますので、むしろ主力は必要経費のほうに移つておるのではないか。担税力の強弱という問題は社会保障その他雇用条件の変化、労働組合の確立といったようなことから、色彩はかなり薄れてきているのではないか、かように考えております。

○平林委員 私は、その見解に必ずしも同意しないであります。もちろん勤労者の点で他の所得者との比較の理論はあり得ると思いますけれども、しかし、私は労働を中心にして所得を得る者が、あすの労働、すなはち労働によって得る所得を確保するために労働の再生産という要素も積極的には考えねばならぬ。たとえば事業所得者が先行投資をして事業を拡大する意欲と同じように、勤労者もやはり労働確保と、しかもあすの労働に備えて再生産をしていくというような意味のファクターといふものは当然考慮されてしかるべきものであります。

○吉國(一)政府委員 控除ができるたとき、つまり戦前に給与所得控除が創設されたときの理由といふのは、まさにこの担税力理論だけだったわけでございます。当時は、給与所得について必要経費があるという前提をとらなかつたわけでございます。当時の勤労者のあり方、それと一般事業者のあり方は、今日では実は若干変わつておきましては、どの程度考慮すべきものと判断をされておりますか。

中小企業の方に言わせますと、勤労者のほうが生活が安定しているのじやないか、好不況にかかわらず給料といふものは切り下げられるというこどもあり得ないし、それから病気をすれば健康保険といふものが、国民健康保険に比べて職域保険のほうがはるかにいいではないか。さらに退職をすれば退職所得といふものがほとんど確立をされ

たとえば労働組合。労働者は労働組合を組織する。労働組合は、その労働条件の維持、生活の改善をかるために團結をして相手方と交渉をする権利で、労働法によつて認められた、憲法に保障された固有の権利であります。すなはち、これは税の観点からいえば自分の所得を確保し拡大するためには必要な団体行動の経費であります。すなはち、労働組合費といふものは必要経費の概算控除の中に含まれて考えられていますか、考えられていませんか。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○吉國(一)政府委員 初めに申し上げましたように、必要経費の概念規定が非常に困難であるといふことから概算控除をとつておるといふところではござりますので、具体的に何が入るかといふのは非常にむずかしい問題であるといふことがまず申し上げられます。そういう意味では、通念として考えますと、各国の税制から考えますと、必要経費を認めているところでは労働組合費は、ユニオンショップであるうがクローズドショップであるが、仮にこれが必要経費となるといふ前提をとつておるようございます。

○平林委員 この点は私も必要経費として認めるべきであるといふ考え方。問題は、現在の給与所得の見解に違いますけれども、大きな要素はやはり必要経費、つまり労働所得者に対するどう

あるか、十分でないとしてもはたして他の所得者と権衡がとれているかといふ点に問題はありますけれども、あなたは、こういふものは必要経費と認めらるべきものである、そしてそれは、その考えならば現在の給与所得控除の中には必要経費と労働によって所得を得るための必要経費といふものは、かりに十分でないにいたしましても、他の所得者と比べて権衡のとれたものになつておるかどうか、これが一番問題点であります。現在の給与所得控除には必要経費の概算控除が含まれておるということでありますならば、私はそれについての根拠を一つ一つ聞いてまいりたいと思うであります。

たとえば労働組合。労働者は労働組合を組織する。労働組合は、その労働条件の維持、生活の改善をかるために團結をして相手方と交渉をする権利で、労働法によつて認められた、憲法に保障された固有の権利であります。すなはち、これは税の観点からいえば自分の所得を確保し拡大するためには必要な団体行動の経費であります。すなはち、労働組合費といふものは必要経費の概算控除の中に含まれて考えられていますか、考えられていませんか。

○吉國(一)政府委員 私、いま一つ間違いましたが、イギリスは労働組合の経費は必要経費に含まないという制度でござります。これはまたふしきな——イギリスとしてはふしきな制度かとも思いますが、かように非常に国によつても必要経費の限界といふものはむずかしいものでございますか。

○吉國(一)政府委員 私、いま一つ間違いましたが、イギリスは労働組合の経費は必要経費に含まないという制度でござります。これはまたふしきな——イギリスとしてはふしきな制度かとも思いますが、かのように非常に国によつても必要経費の限界といふものはむずかしいものでございますか。

○平林委員 あなたの口うらから察すると、必要経費の概念をきめしていく場合に、当然労働組合費は必要経費の中に含めるべきものであるといふ感覚は私は承知しました。弁護士あるいは弁理士でもいろいろな士といふ字のつく人たちは、たとえば弁護士では弁護士会費は必要経費として認めているのです。弁理士は弁理士会の会費を認めているのです。その理屈からいえば、労働者つまり労働者が労働組合を維持するための経費は当然必要経費としてみなすべきである、こういうことになります。ですから私は、将来素材にするために問題を提起しておるわけでありますから、心得てひとつ答えてもらいたい。

交通費はどうなりますか。つまり、所得を得るために、自宅からその会社に通う、自宅から工場

らの幾つかの問題点を大蔵省の専門家は具体的に検討をして、そしてこうした必要経費の概算控除の中にはこういうものが含まれていて、そしてこれはこの程度に大体推算をされて、したがって、現在の給与所得控除は合理性があるということを自信を持つて言えるようでなければ、これはいま全部を実現するには至らなかつたと述べられたように、完全なものとは考えておられないと思うのでございます。これはなお今日の状態は必要経費の概念を固めながら、具体的な裏づけを積算しながら、また、たとえそれが個人的資料でありましても、この問題を解決していく努力を重ねながら、なお給与所得控除については改善の必要あり、こうお認めになりますか。

定いたしますと、二〇%の控除率しか認められておらないわけであります。これは、一般の庶業の必要経費に對して、低くとも三〇%，高い人は五〇%程度認めておる現行の取り扱いから比べて、著しく低いものだと思うのであります。この点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 庶業の中にも、またさらにはいろいろござりますけれども、先ほど来御質問がございましたような各項目以外の必要経費というものは、これは当然あるわけでございます。たとえば画家であれば額を買うとか、あるいはモデルを使うとか、あるいは絵具を買うとかいう経費がございます。こういういわゆるコストに属する所得が全然ないというのが、ほんとうの経費だけではあるというのが、給与所得者の特色といつては悪いのですが、所得獲得形態だと思います。庶業の場合には、場合によつては非常に大きな素材費が必要の場合もございます。たとえば大理石の彫刻をつければ、所得率は二割である場合もございます。そういう意味で、庶業の所得の中には、いろいろな形がございますが、勤労形態においては、必要経費の面から見ると、非常によく似た姿も見られるというところから、給与所得控除による概算経費控除が今まで是認されてきた根拠があると思うのですが、その差がさらにはなはだしくなれば、医者の場合は、これは七二%というのを法定しておりますけれども、実際も相当なる経費が要るのだと思いますが、そういう意味では、庶業とは直ちに比べられない面があるというふうに考えられます。

○平林委員 たとえば百五十万円を例にとれば、その必要経費二〇%は低過ぎるということを私は言いました。あなたは、庶業の例をあげて、直ちに庶業とは比較できない、比較できなくらい労働者は割り損なんですよ。あなたは、首をかしげながら、国税局長をおやりになつていただからおわかりのように、たとえば弁護士の必要経費の中、図書研究費もありますし、公租公課も、先ほど私が指摘いたしました弁護士会費も、水道、光熱

費まで入っていますね。私は、この弁護士と水道、光熱費がどういう関係ありやというのは、ちょっと疑問に思いますけれども、一般的の労働者は水道、光熱費などは必要経費に認めてくれておりませんけれども、少なくともそういうものが必要経費の欄としてあるのですから、そういうことから見ますと、労働者はかなり損をしているじゃないか。弁理士でもそらうんですよ。弁理士の申告用紙を見ますと、同じように水道、光熱費まで入っておれば、接待、交際費、広告宣伝費、福利厚生費、建物以外の減価償却費まで認めまして——これは、もちろん商売をやっているといふこともございましょうけれども、中には自分の住居といふこともあるわけありますから、何%かは自分の住居に充てるものあります。そういうふうなれば、これは一般的労働者と比べて一体いかがなものであらうか。文筆家でも、いまお話をあらいましたけれども、水道、光熱費から公租公課からいろいろなものまで含まれておる。こういう点の比較から見ましても、百五十万円が二〇%は低過ぎるではないかと思うのです。

は、住居、家計部分については経費控除がほとんどない。そこで勤労者には勤労控除があるが、われわれはないじゃないかという議論が出てきていると思います。ですから、そういう事業上の経費を引いてしまった残りと給与所得控除と比べていただきますと、私は二割というののがはたして低いか高いかという問題が出てくるのではないか、かように考えます。

○平林委員 国税庁に伺いますが、日本で一番高い給与所得者はどのくらいですか。

○植松説明員 ちょっといま資料を持っておりませんので、正確な数字は申し上げられませんが……。

○平林委員 給与所得者で、いわば月給取りですが、一番高い月給取りはだれですか。——これは、やはり一度くらいは調べておいてほしいと思いますね。

○植松説明員 これは給与だけで比べた資料ではございませんので、給与として日本一がだれであるかということはちょっとわかりませんが、例年長者番付の発表がございますので、この場合に発表されている方について見ますと、いま手元にありますのは、たとえば松下さんが五千五百万円ちょっとそこそこあるくらいの給与であります。

○平林委員 松下さんは、ちょっと給与所得者とはいえないですね。いわゆる純粋に月給取りで最高の人はどうですか。

○植松説明員 ちょっと、純粋の給与所得といふのはどの範囲にとらえるのか問題でございますけれども、いま御質問が純粋のというような御質問であったのでござりますが、一般的の会社重役であれば、先ほど一つ例で申し上げましたように、何千万円という給与を取られている方、これは相当いらっしゃるやと思います。しかし、純粋の給与所得者でどうということになると、やはり五百万か一千五百万くらいの間のところの給与所得者というのが、まあ高級の部類に入るのじやないか、こううふうに思います。

○平林委員 そこで、いわゆるサラリーマン、月

給取りというのは、そんなに高い所得を取つておる人はあまりいない。だから、国税庁といふども、なかなか注目を引かない。それは、松下幸之助さんなんというのは、サラリーマンじやありませんよ。最近のサラリーマン・ユニオンの中にある会社の役員の人たちの中にあるかもしません。一度これは、日本一のいわゆるサラリーマンというるのは調べてもらいたいな。

かなつておる事例がたくさんあるわけですね。こういうふうな点からいいますれば、少なくとも、必要控除という通常の、今までの概念だけでも、はるかに私は控除額よりもふえるであろうと、いう感じを持つのです。でございますが、とにかく、自分の必要控除というのが多いというふうな観念の人は、選択的に必要控除でいくというふうな点も考えられぬだらうかといふ感じを持つて、系の者と話してこしがあります。そうすると、現

間ほうっておかれたということはまさに気の善にたえないわけであります。しかし、昭和四十二年度に定めました十万円、それは、その後の物価の上昇、あるいは各世帯における妻の内職収入、あるいは妻が職場を得てパートタイム等で働くというようなことを考えますと、ここ一、二年の物価上昇だけを単純に考えて、そのまま据え置かれておるということはまた問題があらうかと思うのであります。特に一般の所得がふえている中の

制度的に申しますとそういう意味でござりますが、将来、この稼得者課税制度が変わってきた場合には、それはまた一つの考え方であると思ふわけです。

そこで私は、大体の状況から半階層をいたりして、頭打ち三十六万五千円、この必要経費とみなされるものの割合と、いうものは、もう非常に低いものになつておる。こういう点から見まして、先ほど私は、一番多い一般的な勤労者、百五十万は二〇%、それでも低いのではないか。しかし、頭打ちの三十六万五千円というのも、いわゆる純粋な勤労者の点から考えてみますと、やはりこれには問題があると私は思うのです。私がただいままで議論をしてまいりました必要経費といふものを、ひとつ概念をしつかり定め、そうしていくいろいろな比較をしながら、なお妥当なもの、こういうものをさがし求めて、現在では十分でないといふ局長のお話がございました。そこで、こうした問題につきまして、政務次官、最後に、これは何としても、現在の給与所徴控除は引き続き検討し、改正の必要ありといふことははつきりお答えをしていただきたいと思うのであります。

実の問題としましては、徵稅の問題もございましょうし、いろいろな業務の問題がある。元来、必要経費というものの概念がまだ確定していない、こういうような問題があるわけです。
それで、ぎょう先生から、非常な貴重ないろいろな論点といいましょうか、素材をお与えくださいましたわけです。それで、大蔵省としましても、一刻も早く、この必要経費の概念というものを検討していくということは、私は、必要であるとともに、理論的には、先ほど局長が申したとおりでござりますけれども、実際問題としては、非常に給与所得者のこの税に対する不信と申しましようか、重圧感というものを感じておる。ですから、これを何らかの打開をしなければならぬ、こういう意味で、これは給与所得控除の問題を中心としまして私は検討しなければいかぬ、こういうふうな解釈を持っております。

おいて、相対的にこの十万円といふものも低下することに相なりましよう。そこで、この問題はかなり多くの人々に影響を与えるだけに、引き続き検討し、経済情勢の進展に伴つてさらに見直していく配慮が必要であると考えておるわけであります。が、いかがでございましょうか。

ね。自分が職場につとめておる、奥さんはパートタイムに行つておる。そうなると、会社の経理を担当している者はただいまの配偶者控除を与えるべきかどうかということで、奥さんの所得に目を光らすわけです。おまえのところは奥さん働きに行つておるから、おまえの配偶者控除、それから扶養控除は削るぞ。こういうことに相なりまして、奥さんが働いていることを憲したがる。いい課長さんですと大目に見て、まあお互いに困つてるときだからいや、こう言うけれども、意地悪な課長さんになると、ずけずけ重箱のすみをほじくるようにして恩を着せて、何とかかんべんしてやる、こういうのが現在の職場における勤労者の一つの悩みなんですよ、率直に申し上げて。現在在國家公務員あるいはそれに関係するたちは、どのくらいまでの収入であれば、妻がどの程度の収入であれば扶養家族として取り扱うとか扶養義務を担当を合する限までとかいうような取りきめ

○上村政府委員 私、この給与所得の点につきましては、合理的な判断を下さなければならぬもちろんござりぎりな状態にいまの社会情勢はなつておるだらう、そういうふうに判断しております。それで、これはまあ、全く私、税制につきましてはもう詳しく述べませんが、そういう判断のもとに、一体必要経費と——全く私案ですけれどもが、この給与所得者の控除額といふものについて、少なくとも選択制というものを考えたらどうだというのは、ばく然と考えましても、たとえば、高度の知識を要する大学教授なりあるいは技術的な専門、こういう人々は、これは相当の研究の本だとか、諸外国の本とかいうものを自分です

○平林賛
きょう 私はぐり質問ができる
と思って楽しみにいたしまして委員会に出席をし
たのでありますけれども、やはりいろいろ時間の
制約もあるようでありますから、なおやりたいこ
とは一ぱいあるのですよ、あるけれども、ひとつ
別な問題を取り上げたいと思います。
実は、配偶者控除と扶養控除の適用条件である
所得限度が、給与所得におきましては、私が問題
を提起いたしまして、昭和三十三年から五万円で
あるのはけしからぬということから、十万円に現
行改正をされました。これは昭和四十二年度のこ
とであります、何しろ、昭和三十三年度に規定
をされて十年ぶりのことですざいますから、この

伺と申しましても、いまの日本の税制でござりますと、稼得者主義の課税でござりますので、基礎控除額まで所得がいってしまえば、これは自分が所得者になって基礎控除を受ける関係になります。そういう意味では、あまりにこれを扶養親族の所得限度を上げてまいりますと、その間の不均衡が生ずるわけでございます。所得としては夫婦でかなり多くの金額を取つていながら、控除のほうは配偶者控除と基礎控除が両方得られるということになる。片一方は、基礎控除が二つ得られるだけであるということになりますと、あまり差が大きくなるのですから、十万円というのほんかなり思い切った踏み切りだったと思うのです、

なつておりますか。
○相原説明員 これは人事院規則で定めてございま
すが、現在は十二万八千円でございます。
○平林委員 十二万八千円ですと、一ヶ月に八千
円ぐらいですね。つまり月額にすれば一万幾らで
すが、ボーナスとか特別手当等を考えますと、年
間所得としては十二万八千円でも月ではわりあい
と低い。その程度の収入を得る奥さんというのには
かなり多いのじやないでしようか。私はそういう
ことを考えますと、こうした限度といふものは、
かりに、いま主税局のほうのお答えがあつたとし
ても、それと対応する問題として考慮すべき問題

点だと思いますけれども、それはいかがでしようか。この検討はされているのですか。

○相原説明員 これは人事院で定めている規則でございますが、この方式は高校卒の初任給をとりまして、その初任給に東京の暫定手当を入れて、これの一年分、つまり十二倍するわけです。これが半分を限度と見ておるわけございます。これはもうずっと前からこの方式をやつております。

○平林委員 いや、ずっと前からやっておるから少し最近の事情から見て考えてやつたらどうかということです。きょうは人事院を呼んでおりませんから別の機会にやりたいと思いますが、いかがでしような。

政務次官 これは税金の問題に一番悩んでおる一般的な考え方ですよ。どうも自分の所得だけでは食えない、しようがない、おまえ、どこかへパートタイムでもいいが働きに行つてくれということになりましょ。働きに出て少しでも生計費の足しにする。足しでなくとも、最近のレジャーの時代では、たまには家族と一緒に遊びに行けるような程度の生活のゆとりは持たないといふ気持から、家庭の主婦が職場に進出するといふことはあり得る。ところが、年間十二万八千円取ると、もうそれは公務員であれば扶養家族の問題にすぐ響いてくる、休ませなければいかぬ、こんなところでコントロールするわけにはなかなかいかないわけでありますから、結局びくびくしながら隠している。課長に見つかることをお小言を食つて、おまえだめじやないかと言つて、大きな事業所得者はかなりの脱税をしても、こうしたささやかな楽しみを得るために勤労世帯においては深刻な悩みになる。たいへん矛盾した、不公平な措置であると私は考えるのでありますから、この点はぜひ——きょうは時間もありませんからこまかく言いませんけれども、何とかすべきものであると考えますけれども、いかがでしようか。

○上村政府委員 先生おっしゃるのが庶民階級の中に現実に相当あると私は思うのです。そういうやうなものを税制面へどういうふうに反映するか

ということは、税制の問題としては重要な問題になつていくものだ、また、そういうことを何からかの区分のもとに入れていくべき時代であるというふうにいたしたいと思います。

○平林委員 それでは次にもう一つ問題を取り上げます。

次に、私が取り上げたい問題は、先ほどの必要経費の問題に関連をするわけでありますが、最近いろいろな資料を検討してまいりますと、各家庭で学校教育費の負担というものが非常に多くなつておるという資料を私は見るわけあります。たとえていうと、昭和四十年におきましては、学校教育費のうち、小学校では二三%が、中学校では二七%が父母負担になつておるという資料がござります。教育費に対する国庫補助が少ないために、結局これは子供や学生の犠牲になり、父母の過重な負担となり、教師の労働強化でさえられておる。昭和四十年の文部省の調査によりますと、小学生一人当たりの年間、父母の負担教育費は、教育費で一万五千五百三十六円、家庭教育費で一万三千八百四十六円、中学校ではさらにこれが、それぞれ二万二十七円と四万四千三百十三円となる。高校ではこれが八千三百八十四円から七千五十三円というぐあいに、父母負担というものが学校教育費に非常にかかつておる。

そこで、こうしたものについて、勤労者控除の中、先ほど私、議論をしてまいりましたけれども、こうしたものが全く考慮されないというようなことはどんなものであらうか。私はかつてこの問題を取り上げたときに、これはひとつ検討しなければならぬというようなお答えがあつたのでございました。その理由はどこにあるか、こういうことをお聞きしたいと思うのです。

○吉岡(二)政府委員 いま御指摘がございましたように、従来から、教育費控除というものが考えられておりましたが、従来の考え方とは、高等学校のものでありまして、いま先生が御指摘に

なりましたのは、むしろ義務教育でも負担がかつておるではないかという御指摘だったと思います。確かに実際の負担はそうであろうと思ひます。問題は、教育費控除というものを特別に取り出して控除をするという場合の考え方でございますが、これはもちろん勤労世帯に限らずすべてに

考え方だとは思ひますけれども、ただ、税制調査会でもこの問題は御指摘がございましたように、必ずいぶん検討したわけでございます。その結果としていろいろ考え方をすると、控税力を個別に削減要因を拾つて控除していくというやり方、これは終戦直後から十数年の間に課税最低限自体が非常に低くて、特別の控税力削減項目が意外に重い負担を持つておったときは個別にせざるを得なかつた面がある。しかし、全体としての課税最低限が相当上がつてきた場合にはむしろそういう方向へ行つて、行つていいというような差異によつて控除が受けられる、受けられないということよりも、扶養控除なら扶養控除というものを充実することによって対処するほうが、より将来の税制としては、つまり理想的な状態に達した税制としては適当なんではないか。そういうことから今回、いまおっしゃつたような点も考慮しまして、百万円の一つの理想案をつくり上げる際に、扶養控除を一挙に四万円引き上げるという案にいたしたわけございます。そして、それが一つの控税力の全体としての公平な負担という面からいいことではないか。で、ことしはその半分

も、こうしたものが全く考慮されないというようなことはどんなものであらうか。私はかつてこの問題を取り上げたときに、これはひとつ検討しなければならぬというようなお答えがあつたのでございましたけれども、分けられたら分けて。源景微収だけを抜き出すのはちょっとむずかしいのですが……。

○平林委員 いまの資料でございますが、全体の微税費ということでおろしゅうございましょうか。源景微収だけを抜き出すのはちょっとむずかしいのですが……。

○植松説明員 全般のものをいただきたいと思います。分類をして。もし分けられなければあれですか。源景微収だけを抜き出すのはちょっとむずかしいのですが……。

○田中委員長 村山喜一君 帰つて検討してみたいと思います。

○村山(喜)委員 いま平林委員のほうから、私が聞こうと思う大部分のことを聞かれましたので、その面でかなり問題の解決がはかられるのではないか。そういうことで個別の控税力削減

でいるのではないか。一般的な、基礎的な控除で解決していくこうという考え方をとつたわけでございます。

○平林委員 この点は私まだ満足しませんで、これまでお話をするとまた少しかかるのです。かかるからやめます。それから源泉徴収制度の憲法違反論をここで、一番減税の恩恵を受けるところと、減税の恩

恵が一番少ない人、これをひとつ出していただきたいと思うのです。というのは、私のほうで計算をしてみましたが、年収五十万円の独身者の場合、課税最低限が引き上げられることによりまして最低税率が九・五%から一〇%に引き上がった。その結果四百五十円という減税にこの人はなっておる。平年度化をした場合に五百円。そうするとこの独身者の場合は、あなた方が予算委員会に資料としてお出しになりました四十四年度の物価調整減税所要額千五百億円のうち四百二十億。だからこの四百二十億は五%の物価上昇によって消えていくわけです。だから、その五%の物価上昇をこうして織り込んでみた場合には、そうなると事實上この人は実質的には増税になるという結論が出てくると私は思うのです。だから、その一番少ない恩恵を受ける人、それから一番もうかる人、この所得税法が実施されたらいいへんもうかる人の二つの例を説明願いたい。

○吉國(二)政府委員 ただいま御指摘がございました点は、これはある程度事実でございます。といふのは、税制改正は単年度だけでごらんをいたりますとどうしてもどこかにひずみが出てまいります。それで、五十万円のところを、ちょうどこの百万円構想が出てまいりました四十一年のところから比較してみると、これは五十万円のところは独身者で軽減割合が三三・五%という軽減割合でございます。上に行くほど低くなつてしまります。ただこことは、御承知のとおり課税最低限が相当引き上げられたという前提で、その課税最低限の幅は広くなつたけれども、その上有る税率の刻みが昔のまま非常に狭いために、そこにラクダのこぶのような負担の増加ができるおるといふところに着目いたしましたして税率の手直しをする、また、定額控除を給与所得について非常に急速に上げました關係で、先ほど来御指摘がございましたように、下のほうの五十万円のところは三六%も控除がありながら、上のほうはずつと減つてしまつておるという実情を直すということがございましたために、だれが得したかというと、非

常が一番少ない人、これをひとつ出していただきたいと思うのです。というのは、私のほうで計算をしてみましたが、年収五十万円の独身者の場合、課税最低限が引き上げられることによりまして最低税率が九・五%から一〇%に引き上がった。その結果四百五十円という減税にこの人はなっておる。平年度化をした場合に五百円。そうするとこの独身者の場合は、あなた方が予算委員会に資料としてお出しになりました四十四年度の物価調整減税所要額千五百億円のうち四百二十億。だからこの四百二十億は五%の物価上昇によって消えていくわけです。だから、その五%の物価上昇をこうして織り込んでみた場合には、そうなると事實上この人は実質的には増税になるという結論が出てくると私は思うのです。だから、その一番少ない恩恵を受ける人、それから一番もうかる人、この所得税法が実施されたらいいへんもうかる人の二つの例を説明願いたい。

とが今度の税法の性格になると私は言うのです。

一つ例をあげると、これはあなたのほうから資料としてもらつたもので計算をしてみたのです。夫婦と子三人の給与所得者の場合、二百万円の人は現行法に比べて三万四千三百六十三円の減りでやつと物価上昇を家計費の中でカバーができるかできないかというところだらうと私は思うのです。その次に五百万円の人は一体どれだけの減税の恩恵を受けるかといふと、十二万一千二百三十五円恩恵を受けるのですよ。二千万円の人は幾ら恩恵を受けるかといふと、十八万一千四百円を受けるのですね。こういうふうにして、先ほどおっしゃったように、収入の多い人は多いだけそれだけ減税額といふものが多い。これが今日の所得税法の根幹になつてゐる。その中で、あなたは今度五百億円の減税をいたしましたとおっしゃるけれども、その中身は一体どういうふうになつてゐるのか。課税最低限の引き上げで九百億円だ、給与所得控除で三百億円だ、税率緩和で三百億円だ、こういうようなことで説明をいたいたのですが、ところが、百十萬円から三百十萬円の部長クラスのところに一番その恩恵がきているんじやないですか。あなた方がこういう中堅所得者にねらいを置いてやられた結果が結果的にこういうことになつていいのではないかと私は思ひうですが、いかがですか。

○吉國(一)政府委員 金額で申されればたくさん納めている人は当然減税額は大きくなります。しかし同時に、全体の税額を納めている形がどう変わつていくかを考えますと、従来の形でございませんと、百万円以下のほうが五〇%以上所得税を負担しているというのが三十五、六年ころの姿でございますが、現在では百万円以下は二〇%しか納めていない。それだけ所得構成が変わつてまいりまして、課税最低限が引き上つたことによつて下のほうの階級の税額はぐうっと減る。ところ

が、上のほうは課税最低限が引き上がつても税率になります。物価が上昇をしていく過程の中で、それは計算の仕様にそれぞれりますが、このあたりでやつと物価上昇を家計費の中でもカバーができるかできないかというところだらうと私は思うのです。その次に五百万円の人は一体どれだけの減税の恩恵を受けるかといふと、十二万一千二百三十五円恩恵を受けるのですよ。二千万円の人は幾ら恩恵を受けるかといふと、十八万一千四百円を受けるのですね。こういうふうにして、先ほどおっしゃったように、収入の多い人は多いだけそれだけ減税額といふものが多い。これが今日の所

得税法の根幹になつてゐる。その中で、あなたは今度五百億円の減税をいたしましたとおっしゃるけれども、その中身は一体どういうふうになつてゐるのか。課税最低限の引き上げで九百億円だ、給与所得控除で三百億円だ、税率緩和で三百億円だ、こういうようなことで説明をいたいたのですが、ところが、百十萬円から三百十萬円の部長クラスのところに一番その恩恵がきているんじやないですか。あなた方がこういう中堅所得者にねらいを置いてやられた結果が結果的にこういうことになつていいのではないかと私は思ひうのですが、いかがですか。

○村山(喜)委員 水平的な公平と垂直的な公平と

いう公平論理がある。その中において今度あなた方が打ち出されたいわゆる実質的な減税の中身と恩恵を受けているところはどこかと仰せられますと、割合で考えればやはり百万円から百五十万円

というところが一番恩恵を受けているということは事実だと思います。

なつておりませんけれども、税額としてはかなりな負担減になる。これはやはりいまの形としてはやむを得ないかと思います。そういう意味で一番

恩恵を受けているところはどこかと仰せられますと、割合で考えればやはり百万円から百五十万円

というところが一番恩恵を受けているということは事実だと思います。

なつておりませんけれども、税額としてはかなりな負担減になる。これはやはりいまの形としてはやむを得ないかと思います。そういう意味で一番

恩恵を受けているところはどこかと仰せられますと、割合で考えればやはり百万円から百五十万円

というところが一番恩恵を受けているということは事実だと思います。

なつておりませんけれども、税額としてはかなりな負担減になる。これはやはりいまの形としてはやむを得ないかと思います。そういう意味で一番

恩恵を受けているところはどこかと仰せられますと、割合で考えればやはり百万円から百五十万円

というところが一番恩恵を受けているということは事実だと思います。

なつておりませんけれども、税額としてはかなりな負担減になる。これはやはりいまの形としてはやむを得ないかと思います。そういう意味で一番

恩恵を受けているところはどこかと仰せられますと、割合で考えればやはり百万円から百五十万円

というところが一番恩恵を受けているということは事実だと思います。

うも今度の所得税の減税というのは、これは中堅サラリーマンというのですか、まあそこに重点が置かれてきた、こういうふうに見て間違いないと私は思つ。そこでもう一つ、これは所得税だけではなく、住民税とあわせて考えていくべきだと私は思つ。この住民税、今度九万円引き上げて六十万三千円といふことになったのですが、四十三年度と四十四年度と住民税とあわせて考えていく場合には、これは私の調べた数字では、その大衆課税化の進行によりまして格差が拡大をした、こういうふうに数字の上から見ておるのでですが、これは違うという説明ができますか。

○吉國(二)政府委員 地方税もおくればせながら、課税最低限の引き上げを行なつておりますと、夫婦と子供三人の標準世帯で約九万円ばかりの引き上げを行なつております。いま御指摘になつたのは、おそらく所得税は初年度四十四年度で九十一万になつた、それに対して住民税は六十二万三千七百七十一円になつた、その前年の四十三年を比較すると、所得税が初年度で八十万八千円、それに対して住民税は五十三万二千円、したがつてその差額を見ると、四十三年度は二十七万六千円であるが四十四年度は二十八万六千円ではないか、こういう御指摘だと思います。これは事実でございますが、ただ住民税は前年実績課税でござりますので、四十四年と四十四年を比較するよりは、四十四年と四十三年を比較するほうがいいのではないか、それをやつても御指摘のようないい姿は出るわけあります。ただこれは、住民税のほうが絶対額が、課税最低限が低いのですから、それを同じだけ引き上げました場合には、相対的には住民税のほうがよくなるはずなんですが、いまは、最低生計費に課税をしている、そしてその中で、その收入を得るための必要経費の限界という点については限界がある。事業所得とは違う。この点は明確に踏まえておきませんと、サラリーマン、ニイオンの諸君が言うようなかつこうになつておられると思うのですよ。しかしながら、それが正比例をするかといふと、そうぢやないと私は思ひます。

○吉國(二)政府委員 ちょっとこれは不正確でございまして、またあとで調べます。

○村山(喜)委員 大体で申しますと、月当たり一世帯三万円だと思います。

○村山(喜)委員 もつと上になつておるのじやないか。

○吉國(二)政府委員 ちょっとこれは不正確でございまして、またあとで調べます。

○村山(喜)委員 どうもやはり絶対額が拡大をするような方向に税制の改正をするといふのは、改

正ではなくて私は改悪だと思うのだ。上村さん、そうではありませんか。やはり国民というものは、

私なりあなたもそなんだが、一人の人が国税を納め地方税を納めておるのですから、出す根源か

らなければ、人格的には一つなんですよ。ますます、

格差が拡大をしていくよううな税法の改正といふのは——これはやはり地方税は地方税なりに応益の原則とかいうのはありますけれども、全体的ないわゆる税の理論構成からいつた場

合には、決して大衆に納得してもらえる思想では

ないと思うのです。その点はいかがでしょうか。

○上村政府委員 出す人間は一人だからどつちみち出るのは一緒だということは、その感じからい

いますれば、これはそうだと思うのです。税調の答申などあるいは税調の御意見などにおきましてもしばしば

先生十分御存じだと思いますけれども、所得税の場合と住民税の場合は、これは考

え方が多少違う点もございまして、そういうよう

ツ、ネクタイ、靴、手袋、かさ、かばんを買った経費の八割は全部必要経費だというようなことをいつておりますし、ワイシャツ、せびろ、レインコート、オーバーの洗たく代、月二回の散髪代、これはみな必要経費だというような考えも出ております。必要経費の考え方というのがそれだけ複雑であるだけに、私どもできるだけ国民の納得を得るような基準をつくるということをまず考えなければならぬと思います。御指摘の点はよくわかりますので、今後の大きな課題として私どもも考えてまいりたいと思います。

○村山(喜)委員 まあ大島教授の争いの中身については、私も若干疑問に感ずる点もなきにしもあらずですが、しかしながら、その職業に必要な図書の購入なんか、大学の教授あたりは必要だと思うのですよ。それに対して反論を加えている国側の中身などは、これはちょっと当たらないと思ふのです。だから、必要経費についてはいろいろな見方があります、しかしその職業にどうしても必要なもの、これは控除するのがあたりまえだ。そのほか個人の事項別の控除で当然調整をしなければならないようなものが発生をするわけですから、そういうようなものも当然控除されてしまうべきだと思う。そういうような立場から、これらについてもっと税調のほうでも研究を願うとともに、大蔵省内部においても十分検討を加えていただきたい。このことについては後ほど上村政務次官からお答えをいただきたいと思います。

そこでもう一点は、昭和四十五年になりますと、大体給与所得の控除額を引き上げるような措置によって百万円までは非課税対象になる状態になると思うのですが、そのときに、外国の例と比べて、課税最低減度額はもうこれで十分だというのがときどき新聞等にあります。ところが、その外の例の数字をいろいろ拾い上げた新聞記事等を見ると、どうもわれわれが資料の中から分析をしたとの比較検討してみると一致しない。たとえばイギリスの場合などは、夫婦の場合に妻が境外かせいいでくる共かせぎの場合等については三百

二十五万円四百まではこれは非課税対象として措置がされているという状態ですが、しかし、日本の新聞等にあらわれるのもっと非常に低い線しかあらわれません。ですから、これらの数字の違いの上から見て、何か世論操作をやっているような気がしてならない。というのは、課税最低限度額はこの程度まできたから、もう百万までたら、この次は税率改正に重点を置くのだ、こういふような方向に世論操作をやっておるのでないかと疑われのです。これらについては一番正確な数字のその一番新しいやつを、あなた方がこの委員会に資料として、各国の所得税関係の最低課税率の問題やら、その税の構造部門を分析していただいて、提出を願いたいと思うのですが、それはいかがでござりますか。

そして、いまの問題について正確な把握をすると同時に、それだけまた物価も上昇していくんですから、これはやむを得ない構造に物価上昇のメカニズムはでき上がっているのだから上がるがざるを得ない、その中で課税最低限度額は百万円でしまいにするというつもりで事務当局はおるのかどうか。これは政策問題になると思いますが、私はそれじや済まないと思います。やはりもつと引き上げなければ、生計費に課税をしていくという現実を、これを肯定することになつてしまふことになると思いますので、そのあたりについてその見通し、方向をこの際明らかにしていただきたい。

○吉國(一)政府委員 私どもの調べておるところでは、イギリスの配偶者控除、扶養控除の前提となります金額は二百二十ポンド程度だと思いますが、あるいは間違っているかもしれません、よく調べてみますが、私たちの調べた限りでは……(村山(喜)委員)「それは妻だよ」と呼ぶ妻の分ですね。それでアーヴィング・インカム・レリーフその他を計算した結果が私たちの出した数字になつておりますが、もう一回正確なものを計算し直しますとお出しをいたします。

それから、ただいま御指摘がございました、百

万になればそれでいいのだということは、税制調査会ではそう言つてはいるわけではないのでございまして、今までの課税最低限というものは、いわゆる国民が貯蓄を得る程度のもの、かなりの貯蓄もできる程度のこところまで課税最低限を上げるべきだという考え方や、世界各国の基準から考えたときに、いかにも非常に低かったので、ある程度早急に一定の目標まで引き上げるということが必要であつたけれども、百万円まで到達をするべきだということに対する調整はもとより必要であります。いままで百万円というのは確かに国民的要望でもあつたと思いますし、各国から見ても、そこまではとにかく早く追いつくべきだったというところから、百万円という目標を掲げたわけですけれども、今後は税制改正につきましては課税最低限だけに目標を置くという必要は少なくなつた、こう言つておりますので、将来の物価、所得水準の変動というものを考えながら適正な課税最低限も配慮を加えていくということは、これは変わりないときお考えいただきたいと思います。

少し根本的にメスを入れる段階に来ているのじやないか、そういうふうに思います。だから、所得のあるところに課税をするという原則は明確にしながら、国民の期待にこたえるように、先ほども申し上げましたように、ただ国税だけでなしに地方税まで目を通した立場で税の政策というものを考えていただきたい、これを要望して終わります。

○平林委員 一言関連質問をやらせていただきます。先ほど同志社大学の大島教授の図書問題について村山委員からお触れになりましたが、回答がながつた。そこで私、引き続いでお尋ねをします。

この問題は、私の承知しておる限り、三十九年当時の所得百七十万七千九十九円に対しても十三万五千円、七・八%の経費しか認めなかつたので、交通費、教授会の交際費、原稿用紙代その他の二十万余りを認めよということで訴訟が提起をされておると聞いておるのであります。局長のお話でありますと、床屋代だとその他お話がありましたがけれども、私は、真相を曲げて伝える結果になることをおそれるから、このことを申し上げておきたい。そこで、はたして床屋代だけをやっておるのかどうか、私は、あなたの責任において明確にする必要があると思うのです。そうでないと世間の人々は、この大島教授の訴訟は床屋代を、何回行っているからそれを必要経費に認める、というような誤解を与える。それは黙つておられないから私は発言を求めた。そこはしっかりと訂正をしなければならぬ。

それからもう一つ。そこで私はこの交通費、教授会交際費、原稿の世話をしてくれた人への謝礼、原稿用紙代、大学教授といふもの一つの仕事というものを、現時点において単に給与所得者としてだけみなすことが妥当であるかどうかについては、検討する必要があると感じておるわけです。たとえばこの二十万余りの必要経費を認めよという中にあります幾つかの項目の中で、私

ソ、ネクタイ、靴、手袋、かさ、かばんを買った
経費の八割は全部必要経費だというようなことを
いっておりまますし、ワイシャツ、せびろ、レイン
コート、オーバーの洗たく代、月二回の散髪代、
これはみな必要経費だというような考えも出てお
ります。必要経費の考え方というものがそれだけ
複雑であるだけに、私どもできるだけ国民の納得
を得るような基準をつくるということをまず考え
なければならぬと思います。御指摘の点はよくわ
かりますので、今後の大きな課題として私どもも
考えてまいりたいと思います。

二十五万円まではこれは非課税対象として措置がされているという状態ですが、しかし、日本の新聞等にあらわされるのはもつと非常に低い線しかあらわれません。ですから、これらの数字の違いの上から見て、何か世論操作をやっているような気がしてならない。というのは、課税最低限度額はこの程度まできたから、もう百万まできたから、この次は税率改正に重点を置くのだ、こういうような方向に世論操作をやっておるのではないかと疑われのです。これらについては一番正確な数字のその一番新しいやつを、あなた方がこの委

万になればそれでいいのだということは、税制調査会ではそう言つてゐるわけではないのでございまして、今までの課税最低限というものは、いわゆる国民が貯蓄をし得る程度のもの、かなりの貯蓄もできる程度のことこれまで課税最低限を上げるべきだという考え方や、世界各国の基準から考えたときに、いかにも非常に低かつたので、ある程度早急に一定の目標まで引き上げるということが必要であつたけれども、百万円まで到達をすると、その意味ではこれからあと何年間で幾らといふような目標を立てる必要性はなくなるのじやない

少し根本的にメスを入れる段階に来ているのじやないか、そういうふうに思います。だから、所得のあるところに課税をするという原則は明確にしながら、国民の期待にこたえるように、先ほども申し上げましたように、ただ国税だけでなしに地方税まで目を通した立場で税の政策というものを考えていただきたい、これを要望して終わります。

この問題は、私の承知しておる限り、三十九年
当時の所得百七十万七千九十九円に対しても十三万五
千円、七・八%の経費しか認めなかつたので、交
通費、教授会の交際費、原稿の世話をしてくれた
人への謝礼、原稿用紙代その他の二十万余りを
認めよということで訴訟が提起をされておると聞
いておるのであります。局長のお話であります
と、床屋代だとかその他お話がありましたけれど
も、私は、真相を曲げて伝える結果になることを
おそれるから、このことを申し上げておきたい。
そこで、はたして床屋代だけをやっておるのかど
うか、私は、あなたの責任において明確にする必
要があると思うのです。そうでないと世間の人
は、この大島教授の訴訟は床屋代を、何回行つて
いるからそれを必要経費に認める、というような
誤解を与える。それは黙つておられないから私は
発言を求めた。そこはしっかりと訂正をしなければ
ならぬ。

それからもう一つ。そこで私はこの交通費、教
授会交際費、原稿の世話をしてくれた人への謝
礼、原稿用紙代、大学教授といふもの一つの
仕事というものを、現時点において単に給与所得
者としてだけみなすことが妥当であるかどうかに
ついては、検討する必要があると感じておるわけ
です。たとえばこの二十万余りの必要経費を認め
よという中になります幾つかの項目の中で、私

ジユリストに必要経費の明細があげてあるわけではありません。ですから、その全部を読み上げるといへんでございますが、おつしやったような経費がもちろん主力になつておることは言うまでもございませんが、必要経費がかかるかかるという中にはこういう考え方も入つてゐるということであつた部分だけ抜き出したのが、あとで速記録などでは不適正かもしませんので、あれだけで言っておるのでないことははつきり申し上げておきます。

それから、大学教授が特別な扱いを受けるべきではないかという考え方は確かにあります。しかし同時に、大学の研究室というものは必要な書籍は相当に備えております。実際に大島教授がお買いになつた本でも、はたして大学の講義だけに必要なものかどうかということになると、かなり問題がある部分があり、それらを計算するに、若干全体では必要経費といえないようなものもあるようございます。しかし、これは具体的な訴訟でおきめになることあります。もちろん、先ほども御指摘ございましたように、労働組合費というものは、私どもが必要経費を考える場合も入るものだと思いますので、いまの給与所得控除というものを考へる場合には、そこに入つてみると考へるべきだと思ひますし、その職場で必要な経費を自分が負担をしたという意味の書籍代等は、これも給与所得控除に観念的には入るべきものだと思います。したがいまして、大学教授を特別扱いする必要があるかどうかということは、ではなく、あるいは場合によつて調べ得れば調べてみたいと思いますけれども、ただ問題は、大学教授全般の、自分の購入する書籍代が非常に大きい、そういうところに一つの問題があり得るものだと思います。したがいまして、大学教授を分計算等はまた将来十分研究してみたいと思いま

午後四時十分開講

午後四時十分開議

うことを希望しながら、いろいろな角度から勉強して意見を述べておるわけです。確かに税調等に對して前国会で述べられたいろいろな意見というものがある程度まとめられて参考資料として配付になつておるようでございます。しかし、私は、これだけでは十分ではないと思います。多くは与党の多数意見というものが本委員会では発言されない。いわば聲なき声ですが、発言されない多数の意見と、いうものが明年度の税制改正その他の基礎になつていき、本委員会で述べられた多くの意見といふものはむしろ付隨的な意見としてしか出ていかない。こういう形では、私は、この委員会のあり方それ自体にも幾つかの問題があるだらうと思う。私は、いまの議会制度のあり方それ自体にも多くの疑問を持つ者の一人でありますけれども、そこまで發展させたのではなかなか收拾がつきません。事務当局ではこの委員会で述べられた意見というものをどういうふうに生かすよう努められておるか、お聞きをしたいと思います。

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。質疑を続行いたします。只松祐治君。
○只松委員 私は、個々の問題については多くの
意見がすでに出ておりますので、多少違った角度
から税法その他の問題についての取り組み方に付いて
いて、御意見を特に事務当局に伺っておきたいと
思います。ほんとうはこの前、税調の方がお見えになら
になるようございましたから、そちらのほうですが、
いろいろ質問しようと思つておったわけですが、
それはまた別の機会に譲りたいと思います。
そこで、まず第一にお伺いいたしますのは、一
うやつてこれで四日目ですか、連日所得税を中心
に質疑をいたしてまいりました。こういうふうに
国会で私たちがいろいろ論議をいたしておるの
は、別に法案を引き延ばす、あるいはもちろん革
る論争のための論争、こういうことではない。私
たちが言つておることが国民の意見として必ず何
らかの形で取り上げられ生かされていく、こうう

をいただきます御意見は、そのときの税法に直ちに反映される場合も從来ございましたが、多くはその後の税制改正において次第に生かされているよう思います。

第一に、政府といたしましても、ただいま御指摘がございましたように、政府の税制調査会には、この委員会に出ました有力な御意見についてはことごとく諮問をいたしまして検討を受けております。たとえば今回提出をいたしました国税通則法の改正にいたしましても、本委員会の長い論議の結果を示した上で意見をまとめてもらつたというのが一例でございますが、その他現在までに所得税の部分的な規定につきましても、いろいろと措置がされていることは御承知のとおりでござります。また、ことしの国税通則法では、単に不服審査の問題だけではなくて、問題になりました更正の税制等につきましても手当てを加えておるわけでございまして、私どもとしては、国会でお示しのあつた御意見につきましては、その次の機

会に逐次内容を検討するよう、事務当局自身が検討するのはもちろん、税制調査会においても検討を求めているわけでござります。

における討議の経過というものをどういうふうに考
えているか、考えていたならばどういうふうに取
り組んでいただけるか、ひとつその点も聞いて
おきたいと思います。

といためておるわけでござります。それで、いま局長からお話し申し上げましたけれどもが、もちろん事務当局はそういうふうでやりますが、私どもとしてもここで重要な問題につきましてはすぐ、場合によればその日でも幹部と話をしまして、そしてそれをどう受けとめるかということをいろいろやつていくとともに、この意見がいろいろたまってしまつたのではないかので、何とかこれを前向きに処理をしていくよう真剣に取り組んでおるのが現在の実情でござります。

で質疑のための質疑とか反対のための討論だけしているのではなくて、家庭内職の問題を少し出していると、いやその財源はないと言われるから、ホステスはほとんどこうやって課税されていないではないですか。あるいは去年酒、たばこの増税案が出されたときも、そういうことにある熱を入れなくては土地関係の問題を少し洗えば相当の財源が出来ないか。むしろそういうものをして公平に国民の税の負担感を与えていく。すなわち、税制の民主化することが長期的な意味において、大きくなは皆さん方が願つておる資本主義の安泰といいますか、國民が政治を信頼していく、国税庁当局に相互信頼の関係で税の円滑な執行を行なう、協力をしていく、そういうことになるのではないか。こういうことを繰り返し主張してきたと思うのです。ところが、私は必ずしも十分にそのことが生かされているとは思わない。そういうものの一つのネットになつておるといいますか、答えを出してきておるのはもちろん与党の考え方、それから大蔵当局、特に事務当局の皆さん方のもの

考え方といふものが基本だ。それとともに、具体的には一つの隠れみのとして活用されておるいわゆる税調というものがあります。そこで、これもだれが人選するといつたって大蔵大臣がしたかつこうになりますが、主税局を中心に入選がなされるわけです。税調はこの姿でいいのかどうか、ひとつお聞きをしたい。

○吉國(一)政府委員 御承知のように、税制調査会の構成は学識経験者ということになつておりますが、それぞれその専門の専門家ができるだけ入れるという観点から、産業界、労働界、言論界、その他学者を網羅してそういう人選をいたしました。もつともこれは、人選の責任は総理府にあるわけでございますが、もちろん大蔵省は幹事としてその手伝いをしておるわけでございます。マンネリズムを避けるために、三年に一回任期が到来いたします際に、太体において毎回半分近く洗い直しをいたしまして、調査会としての論議の継続性を一部保有するとともに、新しい感覚を注入することにつとめてまいりました。現在選任されました委員は昨年八月に改選されたところでございますが、そういう意味で昨年は十三人の委員を入れかえて、次第でございます。長期になりました委員は原則として退いていただくといふことで、極力内容の充実をはかつておりますので、私どもとしては精一ぱいやつてゐるつもりでございます。

○只松委員 十三人ですか、多分去年は十五人かやつてゐるんじゃないですか、半数は。大体半数がぐらいかつておりますね。かわつておるのまああとして、結局かわつておる顔ぶれというのは似たり寄つたりといいますか、そういうことなんですね。たとえばいま直接税と間接税の関係が六五%対三五%，大体本年末でありますね。来年以降になると、むしろ七〇%対三〇%近くにならる。その直接税の中で、おそらくことはどんと伸びるからですから、来年は源泉所得税がずっと伸びるであろう。その中で一番多いのは源泉所得税。こういう委員の顔ぶれを見ますと、大体源泉

所得者とサラリーマンだといえばいいことはないでしようけれども、しかし、多くは会社の経営が何かに責任をもつて、いわゆる資本家という立場からのサラリーマン、自分の会社を自分で生きるという立場の人たち、こういう人々が大体非常に多い、あるいは大蔵省の関係、そういう人たちはですね。しかしもつと私は、一言でいえば税調が十分述べられる、そしてその意見が取り上げられるということが民主主義の原則である、多数決主化ということはやはり存在しておる人々の立場ことが多い、あるいは申告の場合でも、申告の場合はどちらかといふと、中小企業者とか農民はきわめて少ないけれども、中小企業者とかなんとかそういう人の代表は階層的にほとんど出てきておらない。これでは私は——そういうことは国会が国会でおやりになればいいじゃないかといふならば、税調をやめて国会にいきなり案を出してきて審議させたらいい。そうじやなくして、ここに原案を出してこられる。しかも税調のやつは大体大蔵省をフリーパスで通っていく。フリーパスで通ってきたものを案分して本委員会に出していく。そうすると、これはほかの法案と同じように原案を出してこられる。それから税収に關係することだから、とにかく三月三十一日までにぜひ通してくれ、こういうことでまた例のフリーに近い形で通っていく。ということになれば、実際上は本委員会は形式的な論議をしておる。さつきから言つている、来年なり再来年なり長期的な展望に立てば、私たちがこの委員会で述べておることも死んでおるわけじゃないけれども、実際上本年度分に関する限りは意見の述べっぱなしで、税調の案が無条件に通っていく。実際上はそういう形になってきておりますね。とするなら、直接的にもうちょっと税調の答申というものを重んじないで、別な角度といいますか、軽い形で扱うなら別ですけれども、ほとんど出てきたものが、皆さん方のこっちの税制要綱を見ても、

引き直しみたいな形で出てきているわけですね。そういうことになれば、もつと私は税調そのものを民主化する必要がある。少なくとも一番納税人口の多い源泉所得者の代表をもつと入れるべきであるし、あるいは、次いで所得税を納めておる中、小企業者、農民なり、こういう形の人々を三人や五人入れたからといって税調がひっくり返つたりどうということはないと思うのです。あなたたちの選び方がうまいから、あなたたちの言うことを聞くような選び方をするわけであつて、それにしたところで、もっとそういう形の委員を私は選ぶべきだと思う。もちろん原則としては私はりっぱな代表を選ぶべきだということですよ。しかし、選ぶのは私たちの手にないし、あなたたちが選ぶのだから、それにしたところで、もう少し意見がすなおに述べられるといいますか、通るような委員会にすべきだと思う。大蔵事務当局、実際上は吉國さんたちが選ぶわけです、それから政府当局も、ひとつ考えを聞いておきたい。

○上村政府委員 審議会の人選につきましては、

これは非常にいろいろの御意見があると思います。私も総理府におりました当時、この人選關係につきましていろいろな御意見がありまして、ほんとうにもっとくふうをこらし、何らか考えていかなければならぬと思うこと、しばしば感じたものでございます。審議会そのものにつきましても、これだけ多くなつてしまつたのではどうもいかがかと思うし、何とかもう少しこれを整理統合してはどうだという意見もしばしばあるわけでございますのは、先生も御案内のとおりでございま

で、実際問題としまして、いま先生がおっしゃつたようないろいろな人選というものにつきましての経過であろうと思うのですが、事務当局できまるわけではもちろんありませんけれども、いろ

ういうことはないと思つたのです。あなたたちの選び方がうまいから、あなたたちの言うことを聞くような選び方をするわけであつて、それにしたところで、もっとそういう形の委員を私は選ぶべきだと思う。もちろん原則としては私はりっぱな代表を選ぶべきだということですよ。しかし、選ぶのは私たちの手にないし、あなたたちが選ぶのだから、それにしたところで、もう少し意見がすなおに述べられるといいますか、通るような委員会にすべきだと思う。大蔵事務当局、実際上は吉國さんたちが選ぶわけです、それから政府当局も、ひとつ考えを聞いておきたい。

○吉國(二)政府委員 いろいろ御指摘の点は、私

どもも十分心にとめてまいりたいと思いますが、現在の税制調査会の委員は、そういう意味ではかなり分類がはつきりしておりますが、おっしゃる如きのように私は受け取つておりますが、今後のことございまし、御意見の点を十分留意しながら、今後とも人選には気をつけてまいりたいと思っております。

○只松委員 たとえば前回の人、あるいは十五名

かわられた今回の人は、これなんかを見ても、ある

いはその前を見ても、一応サラリーマンといま

すか、その中でホワイトとブルーと分ければ、ホ

ワイトの下層を含んだブルーカラーといつものか

ら見れば、縦評代表一人、金労代表一人、こうい

うことですね。その中でも、これは全体を代表し

ておるといえはそれまでですが、こういうものは

いわば職業、職種別といいますか、年齢別あるい

は別な意味の階層別という面から見れば、私たち

がいつも言う婦人の立場、これは江上フジさんが

今度は一人入つてますが、三十人中紅一点です

ね。この人も、あまり奥さんであるかどうか、ど

ういうものができておるよう見受けます。農林

関係なら農林関係のいろいろな審議会があります

と、やっぱりそれぞれの農協やあるいは農民団体

や何か、そういうものがでてきておりますね。と

ころが、税制調査会というのは単に調査会、普通

の審議会と違つて、これだけさつきから言うよ

う一般的の労働階級や庶民がほんとうの不公平とい

う本質的に国税庁当局にまつ向から立ち向かう、こ

ういう力になるとは思つておりませんし、またそ

ういう性質のものでもないようですね。しかし、

一般的の労働階級や庶民がほんとうの不公平とい

う本質的に国税庁当局にまつ向から立ち向かう、こ

ういう力になるとは思つておりませんし、またそ

関係の委員、しかも、かなり若手の委員が三人、さらにやや先輩が一人というふうに入つておられます。そのほかに経済学者、先ほど来問題になつております大学教授といふものも三人入つておられるわけでございまして、三十人の委員会としては、給与所得というものを考える方のウエートがかなり高いと思います。先生もおそらくお考へいただいているかと思いますけれども、たゞ一言お尋ねする所でありますと、税制調査会では間接税といいますとか、附加価値税とかいう問題がおそらく強く打ち出される傾向にあるんではないかと思います。むしろ、ここで所得税減税というものを連続して主張しているという点では、その内容については御異論があるかと思いますけれども、基本的な態度は、税制調査会というものは、現在の日本の税制においてどこに問題があるかという角度を正確にとらえているんではないかという感じを私もいたしております。もちろん、これは今後どういう答申が出るかは別といたしまして、常に委員の人選にあたつては、私ども、国会の御意見等を十分体して考えていくべきものだと思っております。国会全体の意思をそんたくいたしまして、適正な委員の人選を、私どもがやるわけではございませんので、お助けしていくたいと思っております。

○上村政府委員 おつしやる趣旨はよくわかるわけでござります。人選というのは、実際当たりますと、先生も御案内のように、なかなかむずかしいといいますか、非常に苦労の多いものでござりますが、御趣旨はよくわかるわけでござりますので、慎重に検討していきたいと思っております。

○只松委員 次に税制のあり方について、基本的な問題をお伺いしたいと思います。

先ほども申しましたように、直接税対間接税の比率が本年末では実際上大体六五対三五くらいになるでしようね。去年の率で所得税がずっと伸びてまいりますと、それにほぼ近くなる。さっきから所得税を減税した減税だとおつしやるけれども、所得税が一番伸びが大きいですから、来年もまたこの率でのまつてまいりますと、六七、八、再来年あたりは大体七〇、直接税対間接税が七対三、しかも率で一番ウエートが重くなつてくるのは所得税だ。特に源泉所得税だ。こういう形になつてまいりますと、いま一つの問題として出ております税の負担感という問題も、全体の税金の中で非常にウエートが多くなつてくるわけですから、幾ら口で減税減税と言つてもこれはなかなかおさまらない、こういうことになります。直接税対間接税の比率がこういう状態で推移していくいいかどうか。七対三、それ以上になつていいかどうか。どういうお考えですか。

○吉國(二)政府委員 直接税と間接税の割合、それをいかにするかという体系論は、これは一義的にはきめられないと思います。その国の状況とか経済の状況、所得形成のあり方というようなものをいろいろ勘案すると同時に、全体の経済の流れ、経済の中における変動というものを十分に織

り込んで考へていかなければならぬと思いますが、現在のわが国におきましては、所得が非常に急速に上昇いたしましたために、所得税は他の税に比べまして二倍近い弾性値でふえておりますが、減税によつて弹性値を削減してゐるというのがいまの姿でござりますので、先般も申し上げましたが、個人総所得に対する所得税の割合は昭和三十二、三年ごろからほとんど変わりません。つまり、一人当たりの所得が非常にふえてまいりましたにかかわらず、個人所得、総体の所得が負担している所得税の割合というものはほとんど上がつていません。つまり、現在まで日本の税がふえたといふのは、所得がふえたのに比例してふえておるという状況にあるわけですが、それだけ所得税のふえ方については、減税といふことで相殺をしてきたわけでございます。しかも間接税は、わが国の体系では課税最低限等を設けまして、同じ課税物品であつても、大衆品をできるだけはずしておるということがございまして、伸びがあまり大きくなつて、そのために次第次第に間接税のウエートが減つてきました。というのは事実でございます。御指摘のように、いま六二・七%が直接税でございますが、この末にこのウエートが若干高まるかも知れないということは、予測されるところでございます。

しかし、税制調査会でもこの点非常に心配をいたしまして、いろいろ検討いたしたわけでございますが、間接税のウエートを高めるとすると、現在のところは、一般的には何と申しましても、いわゆる一般売り上げ税、付加価値税というものを導入せざるを得ないというのが客觀的な事実だと思ひます。たとえば、フランスなどでは所得税のウエートがほぼ日本と同程度、個人所得に対して同程度の5%程度でござりますけれども、売り上げ税を持っておりまして、付加価値税の標準税率が一五%でございますから、一律に一般の国民に、所得税を納めてない国民も一五%の税を、消費を通じて負担しておるという感じがあるわけでござります。所得税を軽減するということはもとより

必要でございますが、その財源として長期的な意味で売り上げ税、付加価値税系統にたよるということになりますと、これはまた非常に大きな問題があるかと思います。そういう意味で税制調査会ではいろいろ検討した結果、さしあたりは付加価値税あるいは一般売り上げ税の導入というものを予定しないで、将来の問題であると考えながら、当面所得税の弹性値が大きいために、減税を続けていつまでも若干ずつ直接税のウエートがふえるということは、ある程度やむを得ないのでないのか。

ただ、直接税の場合は、所得税にいたしましても法人税にいたしましても、形成された所得に課税されるという意味におきまして、市場経済の価格に直接の影響を与えないという意味においては、経済的には中立でございますし、所得再分配効果というのも、現在の所得税は日本では有業者の半分に課税をしており、しかもそのうちの二割程度の人がほとんど七割の税金を負担しているというような形で、再分配効果も相当に強く出でております。そういうことを考えれば、当面この体系全体の方は維持していくべきであろうということを言っているわけでございます。私どもも大筋においてはそういう考え方方が当面維持されるべきではなかろうかと考へておる次第でござります。

○只松委員 ここ一年とか二年はそうかもしけないが、三年、五年というような長期的に——まあおそらく三年しなくて七対三に、私がある程度推計したのですが、なりはしないか。その場合、七対三になつても国の予算はどんどんふえるわけですね。膨張していく、膨張していくから、結局それがだけ税金というのは大きくなつていくわけですが、その中で間接税はほとんど停滞をしていくて、直接税が伸びていく。直接税の中で所得税、なかなかんずく源泉所得税が一番伸びていくというところになれば、いろいろなことを言つておつても、給与所得者の負担感は非常に重くなつてくると思うのですよ。これはまたあとでおいおい聞いてい

きますけれども、給与所得者の税金が非常に重くなつていて、あといろいろな脱漏している税金などいうものがたくさんある。皆さん方からいけばないとおっしゃるけれども、ある。そういうことになつてくれば、勢いいろいろな問題が出てくるんだろう。こういうものは単に与党対野党という形ではなくて、政治全般に対する不信なり、そういう形になつてまいりますと、われわれ野党にも十分な責任があるわけですし、政治に携わる人間の責任だと思う。しかし、いまみたいに税体系そのものをここでどういうふうに変えていくかということのはなかなか容易ではないし、勇氣を要ることだと思います。しかし、いまのままで三年、五年たつていくと大体私が指摘しておるようなことにほぼなつっていくだろうと思う。そうすると、こういうものはいきなり変えるわけにはまいりませんから、私たちがたとえば法人擬制説の問題でもたびたび論議しておりますように、実在説にするかどうか、そういうことも含んで、とにかく税体系のあり方そのものを私はやはりいまからせひそこまでは長期答申の場合にも出てきておりませんけれども、いまのままの形で、直接税対間接税、あるいは源泉所得税中心になつていくこの税金のあり方というのは、どこかでやはりリメスを入れるといいますか、ストップするといふのか知りませんけれども、いまのままの形で、直接税対間接税、あるいは源泉所得税中心になつていくこの税金のあり方というのは、どこかでやることは大きな方向を見定めていく立場にある吉國さんなんかは、そのくらいはやはり考えておかなければならぬと思う。だから、きようあすしろといふことではないけれども、税体系そのものに検討を加える段階にあるのじやないか、こういうことを言っておるわけです。いかがでしょう。

というのは、主として直間比率ということがから申し上げたわけです。所得税、法人税の中のそれぞれの税のあり方という問題については、もとより税制調査会としても、法人税の検討はあとに議つたという形になっておりますが、これは解決しなければならない問題でございます。こういう大筋の体系を考えながら個別の、これも重要な問題でございますので、個別の問題につきましても今後せつかく検討していくだくということは言うまで

○只松委員 それから税体系とともに現行税制の中では、これは若干税体系にも関連してくる面がありますが、大きな脱漏とかあるいはいわばもつと取れる、取つてもいい、そういうものがあるのでないか、いわば洗い直しといいますか。私が一度取り上げました土地の権利金や何かを中心とする問題も、昨年は、いやたいしてありませんといふような形でお答えになつた。その後いろいろ調査をしてみると、初めてですからなかなか手間がかかるりますね、しかしこれを一ぺん手をつけて台帳をつくつてしましますと、これは相当の収入源になるはずですよ。

いう税務署がほとんどと言つていい。そういうふうに京都内あるいは関東周辺だけでも出てくるわけですね。これは、ほかの勤労した所得、その一番中で心は源泉所得ですが、あるいは申告所得の多くも勤労したものだ。しかし、たまたま東京周辺や関東周辺、いま過密地といわれておりますこの地域に土地を昔から持つておった者、こういう人たちは本当に土地をどうしておらぬ。こういう人たちは地主とちだけが不当な利益を得る。この人たちは地主といふ強味、相手は借り手ですから、そういう人たちは弱味につけ込んで相当不正なことをしておられる。この調査等にいたしましても勤労している場合には、そば屋さんでもそば粉やうどん粉をごまかしても、はしやしょうゆその他のこと調べればわかる。げた屋にいたしましても、鼻緒なりほのかのものでわかるというような非常なきびしい状態。ところが、こういふものは銀行預金から引き出してするわけですから、銀行の裏づけまでどうないとなかなかわからない。しかし、銀行を一々洗つて歩くわけにはいかない。こういうことでなかなか調査も容易でない面がありますけれども、これは本格的に電子計算機で打つて、君のところはこのくらいあるんだからこうだという形で、推計課税を、おととしそば屋さんにやつたり、去年あたりあちこちやりましたね。それにならつてやはりこういうところにも推計課税的にやつていけば、それだけでも相当のものが出てきますよ。

これはあとで聞きますけれども、一緒に聞いていないけれども、証券譲渡の場合でも、ある程度のものをつくり、まああと推計値ぐらいに出しなさいという形でやつていけば、証券の譲渡の場合では取れると思うのですよ。ある程度の調査をしたり基礎をつくるまでが証券譲渡の場合はなかなか容易ではありませんけれども、しかし、一定の基礎をつくれば、これは証券の譲渡益も捕捉することは、ぼくは困難ではないと思う。諸外国ではやっておるところもあるわけですから、日本

確かに現在の私たるものとして、一〇〇%がいいふかと言われますと、率直に申していろいろ抜けている点があることは事実でございます。ただ、いろいろよく世上ありますよな、まあ九六・四とか十・五・三というような感じで、一律的にサラリーマンが一〇〇%で事業者が六〇%だというようなことはたいへん誤解があるのでございまして、やはりいろいろな業態態に応じて若干のニュアンスの差はございましても、その中ではやはり青色申告その他でまじめに申告しておられる方がおられますので、一律的なもの言い方はたへん危険かと思つております。

ただ、先生が先ほど御指摘になりました土地の譲渡をめぐる場合、特に権利金の問題、これがやはり都市の中央の繁華街、そういったところの、まあ先生御存じのように栄枯盛衰がございまして、それらをめぐる権利金の実態、こういうものはやはり現金で決済がされたり、いろいろ把握していく点もございまして、したがいまして私を含めて五万の職員がいるわけでございますが、源泉徴収の事務の関係、若干の監査はもちろらんしなければなりませんが、これはむしろ人税の調査と関連してやるという程度にしまして、ある意味では全力をあげて、やはりいま言つた権利金をはじめいろいろ抜けているところ、抜けていはしないかという点を全力をあげて調査しているような次第でございます。

○只松委員 時間がありませんからたくさんそろ
いう例はあげませんけれども、私が常に言つてい
るのは、働くにもいろいろ働き方がありますけれ
ども、不労者の利益、不労者の所得というものに
対しては今まで税務当局はわりあい大まかで
あった。大まかであるというのは一つはホステ
スの例に見られますように、なかなか把握しにく
いという面がありますね。それはありますけれど
も、しかし、それだけに金額も大きいという面が
あるわけですし、一べん捕捉すればあとは捕捉し
得るわけですから、私はむしろ、源泉所得なんか
は全然力を入れなくても取れていく、あるいは生
業を営んで看板をかけて、のれんをかけておるよ
うな商店の人々はそう逃げ隠れるわけじゃあり
ませんから、あなたたちが何年かに一べんやつて
おる調査によつても相当の確率のある捕捉という
ものはできますね。だから、そういういわゆる勤
労して脱漏することの少ない面には非常に力を入
れられるけれども、そうじやなくて、それはそれ
ほど力を入れなくても、不労で脱漏することが容
易である、そういう面に力を入れるべきだらう。
また、自分のことはわからぬでも人のことはよく
わかるものですからね。特にいまの若い諸君とい
うのは、権利意識というものが強くなつてゐる。
われたちは源泉徴収で税金を取られた上にたゞこも
これだけ税金がかかっている、ビルもこれだけ
税金がかかるつて、ところがそこらのちよつと
金を持っている地主は——ほくんかもそれが頭
にきてそれから調べ始めたのですけれども、坪
五千円か一万円かで子供の勉強部屋を建てるも金
を取り上げられるのに、そういうのはほとんど税
金を払わないでけつこういい目をしている。そし
てまたどんどん新しい土地を買い足していくつてい
る。しかも五十坪、百坪というような小さな単位

でなくて大きなものを買っている、何まとめて。そういうのを見ていると、ちきしょうということになりますよ。いつても。だから、多くの国民のいまといいますかそういう面が、皆さん方の案外そう気づかないで、あたりまえのけん命やつていて、こう思っておられが指摘するようなことを指している。一番最初に私は言いましたけれども、ちが野党として言つておるのは、やはういういろいろな意見を代表して言つから、どういうふうにお考えになりましたのもそういうところにある。いままでリ化したといいますかそういう形の簡潔なくして、脱漏その他そういう面からも皆さん方にお考えいただきたい。

の反税感情から見ると、町、何反とも、やはりこんこれは何とすることを一生る中に、私。だから、ここで私たちは盛んにそなうしたとか、題、あるいは税機構では宗教法人は相手個人としておれどもますけれども、証券の譲り受けの問題について届け出でておる。この問題には、どういふ問題に事実そのういふ問題に出てきておりまして、ほんと論議について、人に対してもう少し詳しくお聞きしたいのですから、何と申しますかとお尋ねいたいのです。

これはこまかいことを言えは、おさい錢たつてこのごろは正月だけで何百万、何千万からあがるおさい錢があるのです。こういのうのは無条件に自由自在に使われる。それが政治に使われようと何に使われようと、それは一切おとがめないわけですからね。そういう問題や何かについてどういうふうにお考えになりますか。

○吉國(一)政府委員 証券譲渡等につきまして御指摘がございましたが、それらはいずれも非常な問題を含んだ問題で、私たちも多年苦心をしている問題でございまして、ことに宗教法人の問題は非常にむずかしい問題だと思います。御承知のように、公益法人、人格のない社団については収益事業以外には非課税ということにしております。御指摘のように、おさい錢といらものはどこまでも所得になつてこないということになりますけれども、昔の觀念のおさい錢とだいぶ違った形態も出てきておりますので、この辺には一つの大きな問題はあると思いますが、ことに宗教法人となりますと憲法その他の關係もございますし、なかなかむずかしい問題であると思います。

ただ、この公益法人の課税の問題は、実はシャウプ税制のときに非常に検討された問題でござります。シャウプ税制では、公益法人についてはむしろ所得形成その他を考えて、免稅證明を交付したものだけは除外して、その他は全部課稅をしろというような考え方もあつたわけです。しかし、公益法人自身が最終的に個人に帰属すべきを得を獲得するわけではないし、公益にそれが使われるという意味において一応非課稅にして、収益事業だけを課稅にするという形をとつたわけでござります。この考え方がなお今日も妥当するかどうか、御指摘のよう、十分検討する必要があると思いますけれども、事柄が事柄だけにきわめて慎重に検討いたす必要があらうかと思います。

○只松義昌 交際費や広告を聞いたのですが……。では、いまの宗教法人の問題にいたしましても、私が、やがて選舉が近い、いまから、政治資金規正法ではうるさいから、選舉必勝教というのを立

○吉國(二)政府委員 宗教法人自体が宗教法人法で規制されておりますので、宗教法人として成立するというのがあります一つの前提かと思いますが、その宗教法人であっても、これはいわゆる実質課税の原則から申しまして、所得の帰属がどこにあるかということが明白である場合は——宗教法人に入ったのではなくて、教主自身に収益が帰属するという場合は、実質課税の原則ということでやはり課税の問題が起ころかと思いますが、一般的には、現在宗教法人そのものが取得しているものには課税はしようがないというのが実情でございます。

○只松委員 それは極端な話で、私と言いましたが、女房でもよければ子供でもいいし、第三者を持つってきて体裁くらい整えますよ、幾らだつて。要するに、宗教法人に金が何百億集まろうと、どこの銀行に積んであらうと、そんなこと調べてないでしよう。それが調べてないから自由に使えるわけですよ。だから、私がすればそれは実質宗教にならないかもしだれけれども、そういう体裁ぐらい整えますよ、ぼくだって知恵がないわけじやないから。そうやってした場合に、あなたたちは調べますかということを、極端な話をしたわけだけれども、事ほどさようにおいまいな税体系といいうものがあるじやありませんかということを言つているわけですよ。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

膨大な金が動いている。いいですか、それあなたたち、これ以上言わぬだつて認めるでしょう。

だから、そういうことを含んで話を本論にいまも本論言つていたんだけれども、この前佐藤さんが答えた、何答えたか。配当課税のことを見いたら、それは法人税で納めた残りを云々といふようなことを言つていましたね。そんなことは理屈は幾らでもつくるですよ。われわれが給料も

○只松委員 交際花

とを言えは、おさい錢だってことで何百万、何千万からあがるおそれも、そういうのは無条件に自由でそれが政治に使われようど何に問題や何かについてどういうふですか。

証券譲渡等につきまして御質問だと思います。御承知のよしで、私たちも多年苦心をしていて、ことに宗教法人の問題はおさい錢というものはどこまでないということになりますけれども、おさい錢など違った形態なので、この辺には一つの大きな問題ですが、ことに宗教法人となりますが、この関係もございますし、なかなかあると思います。

法人の課税の問題は、実はシャーレン非常に検討された問題でございません。御承知のよしで、公益法人についてはむしろ外して、その他は全部課税を適用するという形をとったわけですが、これがなお今日も妥当するかどうかではないし、公益にそれが使われる事柄があつたわけです。しかしこれが最終的に個人に帰属すべきではありませんが、それでもあつたわけです。しかし方があるうかと思います。

おいて一応非課税にして、収益制では、公益法人についてはむしろ外して、その他は全部課税を適用するといふ形をとったわけですが、これが近い、いまから、政治資金規制必要があるうかと思います。

○吉國(二)政府委員 宗教法人自体が宗教法人法で規制されておりますので、宗教法人として成立するというのがあります一つの前提かと思いますが、その宗教法人であっても、これはいわゆる実質課税の原則から申しまして、所得の帰属がどこにあるかということが明白である場合は——宗教法人に入ったのではなくて、教主自身に収益が帰属するという場合は、実質課税の原則ということでやはり課税の問題が起ころかと思いますが、一般的には、現在宗教法人そのものが取得しているものには課税はしようがないというのが実情でございます。

○只松委員 それは極端な話で、私と言いましたが、女房でもよければ子供でもいいし、第三者を持つってきて体裁くらい整えますよ、幾らだつて。要するに、宗教法人に金が何百億集まろうと、どこの銀行に積んであらうと、そんなこと調べてないでしよう。それが調べてないから自由に使えるわけですよ。だから、私がすればそれは実質宗教にならないかもしだれけれども、そういう体裁ぐらい整えますよ、ぼくだって知恵がないわけじやないから。そうやってした場合に、あなたたちは調べますかということを、極端な話をしたわけだけれども、事ほどさようにおいまいな税体系といいうものがあるじやありませんかということを言つているわけですよ。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

膨大な金が動いている。いいですか、それあなたたち、これ以上言わぬだつて認めるでしょう。

だから、そういうことを含んで話を本論にいまも本論言つていたんだけれども、この前佐藤さんが答えた、何答えたか。配当課税のことを見いたら、それは法人税で納めた残りを云々といふようなことを言つていましたね。そんなことは理屈は幾らでもつくるですよ。われわれが給料も

慎重に検討いたす

とを言えは、おさい錢だってことで何百万、何千万からあがるおそれも、そういうのは無条件に自由でそれが政治に使われようど何に問題や何かについてどういうふですか。

証券譲渡等につきまして御質問だと思います。御承知のよしで、私たちも多年苦心をしていて、ことに宗教法人の問題はおさい錢というものはどこまでないということになりますけれども、おさい錢など違った形態なので、この辺には一つの大きな問題ですが、ことに宗教法人となりますが、この関係もございますし、なかなかあると思います。

法人の課税の問題は、実はシャーレン非常に検討された問題でございません。御承知のよしで、公益法人についてはむしろ外して、その他は全部課税を適用するという形をとったわけですが、これがなお今日も妥当するかどうかではないし、公益にそれが使われる事柄があつたわけです。しかしこれが最終的に個人に帰属すべきではありませんが、それでもあつたわけです。しかし方があるうかと思います。

おいて一応非課税にして、収益制では、公益法人についてはむしろ外して、その他は全部課税を適用するといふ形をとったわけですが、これが近い、いまから、政治資金規制必要があるうかと思います。

○吉國(二)政府委員 宗教法人自体が宗教法人法で規制されておりますので、宗教法人として成立するというのがあります一つの前提かと思いますが、その宗教法人であっても、これはいわゆる実質課税の原則から申しまして、所得の帰属がどこにあるかということが明白である場合は——宗教法人に入ったのではなくて、教主自身に収益が帰属するという場合は、実質課税の原則ということでやはり課税の問題が起ころかと思いますが、一般的には、現在宗教法人そのものが取得しているものには課税はしようがないというのが実情でございます。

○只松委員 それは極端な話で、私と言いましたが、女房でもよければ子供でもいいし、第三者を持つってきて体裁くらい整えますよ、幾らだつて。要するに、宗教法人に金が何百億集まろうと、どこの銀行に積んであらうと、そんなこと調べてないでしよう。それが調べてないから自由に使えるわけですよ。だから、私がすればそれは実質宗教にならないかもしだれけれども、そういう体裁ぐらい整えますよ、ぼくだって知恵がないわけじやないから。そうやってした場合に、あなたたちは調べますかということを、極端な話をしたわけだけれども、事ほどさようにおいまいな税体系といいうものがあるじやありませんかということを言つているわけですよ。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

膨大な金が動いている。いいですか、それあなたたち、これ以上言わぬだつて認めるでしょう。

だから、そういうことを含んで話を本論にいまも本論言つていたんだけれども、この前佐藤さんが答えた、何答えたか。配当課税のことを見いたら、それは法人税で納めた残りを云々といふようなことを言つていましたね。そんなことは理屈は幾らでもつくるですよ。われわれが給料も

らつて、その税を差し引かれた所得を貯金していく、貯金したものを女房にくれたって子供にくれたって、贈与税は取られるわけでしょう。あるいは奥さんが一生懸命とも働きをして、そして家を一軒建てる。家を一軒建てるときに、おやじの貯金だけでは足りないから、奥さんの貯金を引き出して建てれば、所得税がちゃんと引かれているのにかかわらず、今度贈与税というものがおやじに対してもつくでしようが。だから、一ぺん法人税で取つたから、あと配当のときは取らない。つかない、あんなばかな答弁ないです。ぼくは言つておくけれども、税法も知らなければ、税体系を乱すような答弁はないですよ。だから、もう一ぺんここへ佐藤さん来てもらって、論争しようかと思つたんだけれども、それでよかつたら、われわれがかせいだ金を女房に幾らやつても子供に幾らやつても、あるいはほかのところへ幾らやつても、贈与税なんてやめなさい、遺産相続税もやめなさい。どこか脱税して持つてきた金なら別として、自分で持つてきた金を貯金してやるなら幾らやつたってかまわぬわけです。所得の発生するところ税金があるということで、結局あらゆるところ税金がかかるわけでしょう。あなたたちはそうでしょう。所得のあるところ常に税金があるでしよう。あんな論というものはないですよ。そういうものの一つとして、ぼくは交際費や広告費、また宗教法人や何かの問題も、確かに昔のように神社を維持する、宗教を広める、それだけなら、これはそれでいいですよ。しかし、それ以外に金がどんどん集められて、湯水のごとく使われていけば、私もやつていいですかと、こう聞きたくなる。AはよくてBは悪いということはないでしよう。

○吉國(二)政府委員

そこに問題があるという御

指摘は確かにそのとおりであると思いますが、それらの実態を十分に見きわめた上で慎重に検討いたしたいと思っております。

○渡辺(美)委員

ちょっと関連質問いたします

が、ただいま只松君のお話で、宗教法人について

は、その税を差し引かれた所得を貯金しておられたわけです。しかば、私が宗教法人をこしらえて、宗教は自由なんだから、どんな宗教でも、そしてそれが宗教法人の法律に該当をする。しかしもその宗教法人が選舉必勝の神という宗教法から政治献金をする、こういうような場合は、これは課税になりますか、なりませんか。

○吉國(二)政府委員

その宗教法人がどんな宗教

法人かは別といたしまして、宗教法人が政治団体である研究会に寄付をしたという場合は、これは寄付者がその部面では課税法人でないものですか、寄付金の否認という問題も起りますし、一応そこでは課税が起こらない。受け取つたほう

がまた人格のない団体か何かでございますので、これまた収益事業でないだけに、そこでは課税が起りますけれども、宗教法人に入った金が今度そこから出していく場合に何人に帰属するか、そこに所

得の問題が起るのは当然かと思うのであります

けれども、宗教法人が使ってた限り、それが相手に贈与とかいう形で移つていかない限りは、宗教

法人が宗教目的に使うか使わないかは別として現行税法では宗教法人である限りはちょっと課税の

しようがないと思います。

○渡辺(美)委員

そちらにも問題点があるのです。学

私はこれは宗教法人に限らないと思うのです。学校法人も同様だと思います。非課税法人が、その

本來の目的以外のために集めた金を使うというこ

とにいては、これは国民感情は満足いたしませ

んし、私はそれらについては非課税になるがゆえ

に、それらの学校法人や宗教法人の調査をしない

ことがあります。私が教祖というようなことを言つたから、そこでちょっととからまれたのであります

いう意味ではなくて、別に宗教法人をこしらえら

れて、そして私の後援団体、政治結社に対して寄

付を行なつたというような場合は——宗教法人と

いうのを非課税にしておくという原則は、やはり

純粹の宗教のために淨財が集まつて、純粹な宗教

のためのみに金が使われるということが前提だから、非課税にしてあるというように私は思います。

学校法人の場合も同様であろうと思います。ところが、その目的以外に金が使われるというような

場合、当然それは実質課税の原則ということに

は実体課税の原則に従つて課税するという答弁があつたわけです。しかば、私が宗教法人をこしらえて、宗教は自由なんだから、どんな宗教でも、そしてそれが宗教法人の法律に該当をする。しかしもその宗教法人が選舉必勝の神という宗教法から政治献金をする、こういうような場合は、こ

れは課税になりますか、なりませんか。

○吉國(二)政府委員

やや実質課税の原則という言い方が悪かったかもしれません、実質といい

ますか、仮装行為で、宗教を仮装して実質的に教祖個人に入るということを実は申し上げたわけであ

りますけれども、宗教法人に入った金が今度そこから出していく場合に何人に帰属するか、そこに所

得の問題が起るのは当然かと思うのであります

けれども、宗教法人が使ってた限り、それが相手に贈与とかいう形で移つていかない限りは、宗教

法人が宗教目的に使うか使わないかは別として現行税法では宗教法人である限りはちょっと課税の

しようがないと思います。

○渡辺(美)委員

おっしゃる点は、いろいろな角

度からお答え申し上げたほうがいいと思いますが、単に機械化だけの問題ではありませんで、現

在。いま先生のお話になりましたように、膨大な会社、片や一般の中小企業、いろんな大小の企業

を相手に調査をしているわけでございます。したがいまして、これを一律平板的な感じでいたして

おりませんで、先生御存じのように、現在東京国税局に特別国税調査官という制度を設けております。特別国税調査官につきましては、もちろん大きなか八幡なり何なりを調査するときに、たつた一人で行くわけございません。それから、調査省

格とすることがございますので一律と言えませんが、人間としては、大体一社に一人が一年じゅうかかるわけでもいいだけの余裕をもつて人員を配置いたしております。それから、いわゆる調査課所管

法人といつておりますが、資本金五千万円以上の会社につきましては、大体調査官一人で一年に十

かかってもいいだけの余裕をもつて人員を配置いたしております。それから、言いかえれば、ほぼ一ヶ月は全くそ

な現行法のもとにおいては脱漏がある。さらに新しくというか、それほど新しくはないが、私がたびたび言つておるようなことは、皆さん方がもう少し熱意を持ってお取り上げになつたら、また出

てくる。そういうところから税体系というのも十分ひとつ考えていただきたい。

○只松(美)委員

時間がありませんから、ここでそれ

以上私は例をあげて論議いたしませんが、いろいろ現行法のもとにおいては脱漏がある。さらに新

きましまして、それを執行される、いわゆる徵稅機構の問題でございますが、たとえば法人税一つとりましても、八幡、富士製鉄が合併しようとい

たしておりますが、これはいまでも膨大ですが、これが代理店等含めますと、いわゆる

うな次第でございます。それから、所得税のいわゆる営業その他の調査といいますか、納税者に対する調査といいますか、申告をしておられる方はござりますが、そのように人員の配置も、一律平板的な形でやっておりません。

同時に、いまお研究中でございまして、一部実施いたしておりますが、電子計算機を東京とそれから大阪に設けておりまして、いろんな角度から手間の省略、また場合になりましては、いろいろ業種業態の要因を効率的に、やはり電子計算機を使って一つの判断の材料にする。あるいはこれらの電子計算機を使いまして、たとえば東京都とかこういったところには、何といいますか、いろいろな事実を覚え込ませる。テープの中いろいろ土地なり家庭なりの所有者、そういうものを覚え込ませたテープがございます。それをわがほうにより活用するとか、まあそういう未開拓な分野について積極的に前向きに進んで、今後大いに開発していくべきだと思っておるわけでございます。

われわれの調査なり何なりの問題は、決してありきたりの方式に満足しておるわけではございませんで、十分前向きに日々改善を加えて努力しておる次第でございます。その点十分御了承いただきたいと思います。

○只松委員 まあその程度の答えは私は知つているんですよ、ほんとうを言ってね。だから、そちらのことを聞いてるんじやなくて、まあ個々の電機会社の名前を言うと差しつかえがあるから、AならAという電機会社があつて、膨大な支社、支店、出張所、代理店、そして、どこの代理店に何台のカラーテレビが行つて、どこに回している、機構がそれに追いつかないということを言つておるんですね。向こうには専門の經理担当者がいるんだですね。

おつて、全部それはつじつまを合わせたことをやっているわけですから、それをあなたたちがときたまおいでになつたり、十人や二十人行って、ある程度抽出しても、部分的発見や脱漏なんかは発見することができるかもしれませんね。しかし、全体のそういうことはなかなか困難でしようと言つておるんです。したがつて、大法人に対するは、いわば会社の言いなりと言つては言ひ過ぎかもしません、多少は指摘するかもしれません、ほぼ会社側の提示した資料に基づいてやる以外に、皆さん方が大きなものを発見するのは困難だ。せいぜいあなたたちがしても、土建会社のあら程度のものを、昨年あたり不正を発見して、使途不明資金を幾らか洗われましたね。こういう程度はできるでしようね。しかし、もつと巨大化した、全国に支店網まで持つた、そういうものまで調査することは困難でしよう。ぜひそういう面に對して、皆さん方の対応策を十分とする必要がある。これはアメリカあたりは、そういうものに対応するものが、これも十分であるかどうかわかりませんが、あると思う。きょうの日経あたりにも出ておりますが、会社合併等に伴ういろんな問題の中で、税金の脱税の問題が議会で論議になつておるのでですね。いわゆる会社が複合化した場合に——合併だけではありませんが、合併に関連して会社がいろいろなものを系列下に持つてくるという場合に、一本の經理にしてしまったときに、どこに含み資産があるかわからぬし、あるいは片一方の会社は赤字にしておいて、片一方の会社は黒字にしてしまつておる。幾らだつてそういう操作はできるわけですね。専門の人でもそれだけ巨大化していくとなかなか困難でしよう。したがつて、そういうものに対応する徵稅機構をひとつおつくりになる必要がある、こういうことを言っておるのです。どこの会社に二十人、三十人派遣し、またとか派遣しますとか、そういうような技術的なことはいいですよ。私は私で、東京の国税局へ行つても、法人税の局所管が幾らあつて、それに何人で行つて、平均して二十三日ぐらいだつたです

か、前回のときには少し聞いたのですよ。また別な機会に、租税特別措置なんかのときに、そういうことをずっとこまかく聞きますが、きょうは、全体的に大綱的に聞いておるのでですよ。徵稅機構そのものが社会の近代化に対応していないのじやないか、こういうことを言っておる。そういうものを、ほんとうに稅務大学でどういう教授をさせてもらいたいと思うし、それからどういう教授内容か、何かそういうものも資料として私はいただきたいと思つておるのですが、そういう基本的なことをきょう聞いておるわけです。そういう点についてお答えいただきたい。

○亀徳政府委員 まあ私たちなりに、大法人に対する社会調査その他で意欲的に調査をいたしております。これも不十分だところ言わればそれまででございますが、同時に、土建会社とかそういうところだけよこちょこやっておるのじやございません。その点だけは明確にお答えいたしております。

それからもう一つ、先生、いま御指摘になりました、長期にわたつて今後どうかという問題は、率直にいつて問題がございます。現在の稅務大学の組織でいいかどうか。それから特に今日、やはり稅務のそいつた点も御理解願いたいと思いますが、人員の構成、こういったものが相当いびつなつております。現在率直に申して、相当経験年数も高い人たちがいるわけですが、しばらくすると、逆にそういう人たちがいなくなつて、非常に手薄になつてくる時代が来る。それからまた同時に、やはり一般の企業の方々は、ほとんど大本だけにたよつていていいかどうか、あるいは、終戦後大学出も一気に相当多數採用いたしました、そういうたった点は、現状だけ考えますと問題はないようでござりますが、これを十年、二十年のことまで含めて考えますと、いま言つた什組みでいいかどうか。さらに採用の問題を、稅大一本だけにたよつていていいかどうか、あるい

は税大の組織がこのままでいいのかどうか、いろいろ問題を含んでおりまして、その点に関しては、われわれも問題意識を十分感じて、いわば長期にわたってどうするかという問題をやはり考えていかなければならぬ。また同時に、今度は調査する相手方も、その点はまだ先生御指摘になりましたように、全部が電子計算機を採用して、あらゆる帳簿が電子計算機の中に収つてくる。そういうような仕組みの中での調査のあり方、方法といふ問題については、今後われわれがやはり十分さらには検討を加えていかなければならない分野は数多く残っております。われわれも虚心たんかいにそういう問題について十分今後研究していくたい、かよううに考えております。

○只松委員 所得税につきましては、先ほどから申し上げましたように、各委員から十分な質疑、意見が述べられております。私もちろん私なりの意見、主義も持っておりますが、時間が参りましたのでやめますけれども、そういうふうに税調のあり方から始まって徴税機構までいろいろ問題点があるわけですから、十分そういう点をお考えいただきまして、そういう中で直接源泉徴収をされておる給与所得者というものが重税負担感をたっぷり持ってきておるし、さらにこれが強まつていく、そういう傾向下にあるので、ひとつこの所得税に対して私たち社会党が述べた意見を十分考慮していただいて、来年度それができるだけ実施できるよう努められることをお願いいたしまして、私の質問を終わりります。

○田中委員長 河村勝君。

○河村委員 きょうは土地税制に関する質問をいたします。

います。

しかし土地政策の中で税制が果たす役割りといふのはあくまでも補完的なものであり、誘導的なものである。それは事実であります。それだけに一般の土地政策との関連が非常に大事なわけです。ところが、今回やられております改正の要点を見ますと、せつから都市計画法の新しいものが施行され、それから地価公示制度というものができ、そうした一般的の土地制度というものが改善の軌道に乗りつたるわけですね。それにもかかわらず、全体との関連があり——あまりとうよりも、ほとんど考へられずにでき上がっているよりも、ほんと考へられても限られたけれども、そういう点についてどうお考えになりますか。

○吉國(一)政府委員 御指摘がありましたよう

に、土地問題の解決ということに税制の果たす役

割りといふのは、何と申しましても限られており

ます。他の土地制度がこれを一つの用具として確

立されるということを前提に考へなければならぬ

と思います。この土地税制につきましては、土地

の供給の増加とか仮需要の抑制であるとか、ある

いは値上がり利益の重課とか、あるいは土地の高

度利用といったような各種の方法を取りまとめて

して、その中で一体税ができるることは何であるか

ということをいろいろ検討した結果できたもので

ございます。もちろん、これだけで問題が解決す

るわけではございませんし、これに漏れているも

の中にも強い主張のあるものもございます。い

わばいろいろの説がそれぞれ独立してあり得る中

で、それを調整して、現段階で実施し得るという

ものを取り上げた結果がこの土地税制でございま

すから、いろいろな点で問題があることは私も承

知をいたしております。

ただ、現実的に現在できる一つの制度としてこ

れを提案したわけでござりますけれども、いま

おつしやいましたように、都市計画法が実際に実

施されたのは七月からでござりますし、今国会に

は都市再開発法が提案されますし、あるいはま

た、地価公示法も近く国会に提出されるのではな

いか、そういう点をいろいろ考慮しながら、それらと合わせて、建設当局とも十分な検討をいたしまして、それと直接結びつく規定ももちろんござりますけれども、矛盾しない範囲で、主として土地の供給の増加をかり、仮需要を抑制するといふ観点を強く念頭に置きましてつくり上げた制度でございますけれども、同時にこの制度を生かす

ためには、御指摘のあった他のいろいろな諸制度

が続けて行なわれるということが必要であること

をわれわれも認識しておるわけでござります。こ

とに保有課税の点につきましては、四十五年度に

固定資産税の評価の適正化が行なわれるといふ

ことを考え、また地価公示制度その他を通じ、ある

いは都市計画法、あるいは都市再開発法、あらゆる法律をもとにいたしまして、将来保有課税のう

ちでも空閑地税的なものが実施できる条件を土地

利用計画の策定

といふことで整えてもらうといふ

ことを念願しながら、とりあえず税制としてでき

ることをやつたのが今回の税制でござりますの

で、あるいはその他の制度との整合性というものが

は今後その制度が実現されていくに従つてとつて

いけるように、相当弾力的な準備をしたもので

ござります。

○河村委員 今後考

えるということ

でありますけ

れども、現実の問題としては、ことしの七月に都

市計画法が施行になつて間もなく、といつてもか

なり時間がかかるかもしれません、いわゆる市

街化区域、市街化調整区域

というような指定がさ

れるわけですね。そうしますと、今後の住宅問題

にとつて一番大きな市街化区域の地価の急上昇は

ほとんど目に見えておるわけですね。ですから、

いろいろな手を打つとすれば、そこに目標を置い

てつくつといかなければもう手に負えなくなる危

険性がある。その辺のタイミングのことは、一体ど

ういうふうにお考えになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 まさにそういう点から、本

來この制度は事業用資産の買いかえの期限その他の

から考

えまして、原則としては四十五年度から実

施をするということにいたしておりますけれども

、それが

九二九という数字になつておまして、四十二

年から四十三年までの間の値上がり率が一五・五

%、景気によつて若干違いますが、大体そいつ

も、経過規定におきまして、新制度を一体として適用しようと欲する人は新制度に乗り得る道を開きまして、その点の準備をしたわけでござります。先ほど申し上げましたように、現在のいろいろな問題の中で一つ税制上の問題としてあることは、土地の譲渡が税制によって阻害をされておるところが強い。一面においては、半額課税とは申しながら超過累進課税、総合課税で行なわれるという

が食べられないという意見もござります。私

もいろいろな議論が行なわれております。相当地

価の安定に資するであろうという有力意見がある

かと思ひますと、いまの地価の上昇過程はなかなか

がんばっておりま

す。それが

地価の上昇

が行なわれるといふ

ことから、土地の切り売りが行なわれる、あるいは

売り惜しみが行なわれる、あるいは税の上乗せ

によって地価が上がるというような弊害があると

いわれておりますし、しかも一たん売ったものは

七〇%までが買いかえによって課税を免れてしま

うといふような現状が一番批判されたわけでござ

います。今回長期保有等につきましては、そうい

う弊害を一掃する意味で思い切つて低率の分離課

税を実施する、同時に買いか手である需要のほうに

つきましては、本年以降土地を取得する人につい

て、分離ではござますが、累進税で一般税制よ

りも負担を課するということで、土地需給の

バランスをはかるという方法をとつたわけでござ

ります。税制だけそれが達成されるとは私ども

もちろん考へておませんが、それを補完する

といひますか、それを踏まえて各種の政策がとられ

ることを期待しておるわけでござります。

○河村委員 一応これから手をつけたといふにし

ても、私の見るところでは、あまりにも抵抗の少

ない、まあ何かやらなければいかぬ、しようがな

いからこれからやろうかというような程度の感じ

しか受けないわけですね。

それで、他の制度との関連はあとで伺いますけ

れども、当面長期譲渡所得の比例分離課税にして

税率を軽減するこの制度でありますけれども、こ

れの目的は、簡単に申せば、供給促進ですね。供

給促進といふことは、促進することによって土地

の需給が緩和され、それによって地価が抑制さ

れる効果を持たなければ意味がないわけですね。

幾ら供給促進されても、高くなつては意味がない

わけですね。そういう意味において、一体この長

期譲渡所得の税率の軽減によってどの程度の効果をもたらすものかということをあなたはどうお考えですか。

○吉國(二)政府委員 これについては、すでにご

らんいただきましたと思いますが、新聞紙上等で

いろいろな議論が行なわれております。相当地

価の安定に資するであろうという有力意見がある

かと思ひますと、いまの地価の上昇過程はなかなか

がんばっておりま

す。それが

地価の上昇

が行なわれるといふ

ことから、土地の切り売りが行なわれる、あるいは

売り惜しみが行なわれる、あるいは税の上乗せ

によって地価が上がるというような弊害があると

いわれておりますし、しかも一たん売ったものは

七〇%までが買いかえによって課税を免れてしま

うといふような現状が一番批判されたわけでござ

ります。今回長期保有等につきましては、そうい

うことをやつたのが今回の税制でござりますの

で、あるいはその他の制度との整合性というものが

は今後その制度が実現されていくに従つてとつて

いけるように、相当弾力的な準備をしたもので

ござります。

○河村委員 今後考

えること

でありますけ

れども、現実の問題としては、ことしの七月に都

市計画法が施行になつて間もなく、といつてもか

なり時間がかかるかもしれません、いわゆる市

街化区域、市街化調整区域

というような指定がさ

れるわけですね。そうしますと、今後の住宅問題

にとつて一番大きな市街化区域の地価の急上昇は

ほとんど目に見えておるわけですね。ですから、

いろいろな手を打つとすれば、そこに目標を置い

てつくつといかなければもう手に負えなくなる危

険性がある。その辺のタイミングのことは、一体ど

ういうふうにお考えになつておりますか。

○吉國(二)政府委員 まさにそういう点から、本

來この制度は事業用資産の買いかえの期限その他の

から考

えまして、原則としては四十五年度から実

施をするということにいたしておりますけれども

、それが

九二九という数字になつておまして、四十二

年から四十三年までの間の値上がり率が一五・五

%、景気によつて若干違いますが、大体そいつ

にとつて漸次ペーセンテージを上げていくという構

想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

それで、いまの地価の上昇率を建設省に伺いま

すが、一体この数年、全国市街地でもつて年率

何%くらい上がつてますか。

○河村委員 まあ税率を緩和して、年を経るに

従つて漸次ペーセンテージを上げていくといふ

構想ですね。そういう構想をとる以上、その税率を

上げていくペーセンテージは、地価の上昇とある

程度のバランスをとらない限りきき目がないわけ

ですね。

た程度の上がり方であります。

○河村委員 いまお聞きのように、ここ数年、安くて見ても、年率大体一二、三%の値上がりですね。ところが、この比例税率の刻みは二年間で五%でしょ。一体この程度のもので、かりにこれが税率を軽減し、比例税率で売りたい意欲を起させると、いざなうといふ目的を持つていても、片方は十数%上がる、片方の比例税率の刻みがわずかに二・五%なんというのでは、一体どれだけの効果を持つていうふうに、あなたお考えですか。

○吉國(二)政府委員 もちろん土地の値上がりを待つということは、保有による利益を考えておるわけでございます。一定の他人資本によつて購入しているものは、他人資本に対する利子の支払いや、自己資本で持つておるものにいたしまして、十数%の値上がりがあるといたしまして、かりに土地保有のために一〇%に近い利子率を負担するとすれば、これはやはりかなり抑制的な効果を持ち得ると思ひます。同時に、いま、いままでの値上がりの実態といふものが今度の度によってどれくらい変わるかという予測は、それがどれだけ助けるのか、その辺も織り込んで考えないとわからぬと思いますけれども、少なくともその土地保有のコストと税率の軽減等加えたものが土地の値上がりの速度をもし越えれば、そこに効果は出てくるはずと思つておりますが、これは現実の土地保有者の心理にも影響することでもございますので、私確信をもつて、絶対に土地価格が安定するとは申上げられませんが、ただ手をつかねているよりは大きな効果があると思っております。

○河村委員 その土地保有のコストといいますけれども、現在の固定資産税の状態から見れば、これは個人の長期保有の土地を対象にしておるわけですから、非常に安いわけですね。それでこの制度によつて地価の上昇がそれほど変わらなければ、いわんや市街化地域に指定されたよ

うな場合は、もっとこれ以上ひどく上がるでしょう。そうなつてみれば、この刻みというものはほんどの意味をなさないと私は思ひます。そうお考へになりませんか。

○吉國(二)政府委員 もちろん保有課税をもつと強くするということ、強くするといいますか適正化するといふことも、つて年度には残されている考へであります。

それから、先ほど申し上げましたように、土地保有のための資金コスト、借り入れ金をしていれば、もちろん借り入れ金の利子もございます。また自分の金を使つても、合理的に考へれば、オポチュニティ・コストというものが要るわけですが、ござりますから、そういうものを考へれば、私はある程度の値上がりに対しては税率の遞増度合いというものが合はさつて、そこに抑制効果が出てこないとは言ひ切れない、かように考へておるわけであります。

○河村委員 この辺のところで議論を停滞したら、それでなくとも時間がなくて困るので、けれども、資金を借り入れて土地を売買しているのは、これは法人である不動産会社です。この制度の対象になつておるのは長期保有の個人の土地でしょ。そんなものの他の人の金を借り入れて持つてゐる人いやしませんよ。ところが、法人たる不動産会社にはこの税制は適用ないので、たゞさいます。ただ、私が申したいのは、他人から金を借りておる場合だけでなく、個人の土地にしても、もし合理的に考へれば、その資金を運用した場合の利益といふものは当然考へられるべきなんで、それを計算に入れた考え方をとれば、それと税率の引き上げとの複合効果が見られるであります。

○河村委員 その土地保有のコストといいますけれども、現在の固定資産税の状態から見れば、これは個人の長期保有の土地を対象にしておるわけですから、非常に安いわけですね。それでこの制度によつて地価の上昇がそれほど変わらなければ、いわんや市街化地域に指定されたよ

されるところだと思います。

○河村委員 その議論にも異論はありますけれども、ほかの省の方も来ておられますから、すこし先に進みますけれども、その前に一つだけ。

○吉國(二)政府委員 三年というものは沖縄であつて、この長期譲渡所得に対しても課税を安くして、かりに持ち主が売つたとしますね。それが不動産会社に売られた場合、こういう場合もやはり税金は軽減になります。その場合にはその土地が有効利用される可能性性といふものは全然保証ができないわけですね。そういう欠陥は一体どういふうに補てんをするわけですか。

○吉國(二)政府委員 不動産会社に売られたといつたとしても、その土地が何らかの意味で供給とござりますから、そういうものを考へれば、私はある程度の値上がりに対しては税率の遞増度合いといふものが合はさつて、そこに抑制効果が出てこないとは言ひ切れない、かように考へておるわけであります。

○河村委員 現実には、今日まで不動産会社といえども、相当長期にわたつて値上がりを待つておる例が多いわけですね。でありますから、もしそれを補てんする方法を考えるならば、これは当然不動産会社が一定期間、二年なら二年の間にそれを有効利用しない場合にはそれに對する未利用地税——この譲渡所得に対する税制そのものが法人に適用しにくいいふことは私もある程度理解します。だけども、少なくともそういう未利用地税——この譲渡所得に対する税制そのものが法人は場所の特定性とか、そういう特殊な事情のない一般的な取引におきまして大体成立しております価格は、法律上通常価格と称しておるわけになります。

○播磨説明員 ただいま提案いたしておるわけではありませんけれども、これは現実に特別な事情のない方ですね、買い急ぎとか売り急ぎとかあるいは場所の特定性とか、そういう特殊な事情のない一般的な取引におきまして大体成立しております取引価格、そういうものを公示したい、こう考へておるわけであります。

○河村委員 そういう種類の規準価格を設定して、それが地価の抑制についてどういふ効果を持つておるわけであります。

○吉國(二)政府委員 先ほど申しましたように、年毎の価格を公示していく、こういう考え方になつておるわけでございまして、いま御指摘のありまし

たような未利用地税とか空閑地税といふものができれば、これを加えることがさらにこの制度を譲渡所得に対する課税だけでは欠陥があるといふのは事実でございまして、いま御指摘のありまして、これは毎年調べ直しまして、毎年毎年その年毎の価格を公示していく、こういう考え方になつておるわけでございまして、取引の実態が上がつてまいりますれば、それを反映したもののが毎年毎年公示されるということに相なるわけでござります。

○河村委員 その前提条件といふものが十分整つていないと、ただ、現実われわれが見まして、土地の値上がりといふもの、特に公共用地等の値上がりといふことから見送つておりますけれども、少なくともこの両三年のうちに、建設省等におきまして土地利用計画等の促進が見られると思います。その

結果を持つてさらに保有課税を捕捉するといううことは、当然流動的に考えていくべきだというの

と、私どもの前提でございます。

○河村委員 三年というものは沖縄であつて、たゞ間にここでまた地価の上昇必至ですよ。ですから、これはぜひ保有税のほうは早急にやるよう

に考えてほしいと思うのです。

○河村委員 そこで、だいぶせかれておるの、しかたがなにから先に行きますけれども、せっかく今度建設省で地価公示制度をつくつて、それで少なくとも当面市街化地域についてその規準価格といふものにつくるわけであります。この規準価格といふもの性格はどういうものであります。

○河村委員 ただいま提案いたしておるわけではありませんけれども、これは現実に特別な事情のない方ですね、買い急ぎとか売り急ぎとかあるいは場所の特定性とか、そういう特殊な事情のない一般的な取引におきまして大体成立しております取引価格、そういうものを公示したい、こう考へておるわけであります。

○河村委員 そういう種類の規準価格を設定して、それが地価の抑制についてどういふ効果を持つておるわけであります。

○播磨説明員 こういった通常価格を公示いたしておるわけであります。

○河村委員 それは地価の抑制についてどういふ効果を持つておるわけであります。

○吉國(二)政府委員 先ほど申しましたように、年毎の価格を公示していく、こういう考え方になつておるわけでございまして、取引の実態が上がつてまいりますれば、それを反映したもののが毎年毎年公示されるということに相なるわけでござりますから、その限りにおきましては、必ずしも大きな効果があるとはいえないと思うでござります。

○河村委員 ただ、現実われわれが見まして、土地の値上がりといふもの、特に公共用地等の値上がりといふものは、やはりつけ値とかあるいは呼び値といふ

ふうなあまり根拠のない値段が一たん唱えられますと、その周辺にはびこりまして、いつの間にかそれがほんとうであるかのごとく披われておるというふうな実態も、例といたしまして少なくなつてございます。そいつた不合理な形で地価が上がっていくことを極力排除したい。そういった意味におきましては、この制度は効果があり得る、こういうふうに考えておるわけでござります。

○河村委員 その程度のことでは實際ほとんど意味をなさないのですね。これをわれわれが日ごろ主張しているように、規準価格でそこでストップしてしまつて当分地価を凍結するというならともかく、そうでなくして毎年更新するというのでは、地価抑制の効果はほとんどないわけですね。そのような場合に、何で税制あるいはその他の制度との結びつきをあなた方は考えなかつたのか。その点をちょっとお伺いしたい。

○播磨説明員 私どもも政府ないしは公共団体等が取り扱つております土地に関する価格というものが、同じ考え方によつて統一されておるということは、あるべき姿としては望ましいことだと思つておるわけでございます。しかしながら、実際問題といたしまして、かなりかけ離れた姿を呈しておるのが現状でございます。そういうものを一挙に同一水準にするということにはやはり国民の負担の面から申しましても大きな問題がござります。

それともう一つは、先生もおつしやつたとおり、今度の法律案は建設省令で定めるところの市街化区域を公示区域にするつもりでございますが、事務能率的な点もございます。また制度の本質から申しまして、どう拙速ばかりでやるわけにもまいりませんので、事務能力的な点から申しまして、全国の市街化区域に予定されておりますが、事務能率的な点もございます。また制度の本年月が要る、こういうふうな状況でありますので、その場合におきましても、公示区域とそれ以外の区域との税法上の問題は残つておるわけでござります。

○河村委員 その程度のことでは實際ほとんど意味をなさないのですね。これをわれわれが日ごろ主張しているように、規準価格でそこでストップしてしまつて当分地価を凍結するというならともかく、そうでなくして毎年更新するというのでは、地価抑制の効果はほとんどないわけですね。その

ようないふうに考えておるわけでござります。

○河村委員 四十五年の一月一日現在でいたすことにしておきます。

○河村委員 片方で、建設省で地価公示制度をつくつて、やはり一種の評価委員をこしらえて評価するわけですね。それはまだ現実には場所は限ら

れているけれども、片方で固定資産税は自治省でもつてまた評価し直すわけでしょう。一体こうい

うもので、同じ国のやることが、別々に評価をしてまた別建ての評価額をつくるというのはほとんど

どナンセンスに近いですね。こういうときにはどうして——主税局長にも関係がある。相続税も同じ

ですよ。なぜこういう時期に地価の評価基準を統一し、そういう規準価格を一定してそういうもの

を税制の根拠に使うという考え方を政府として起こ

さないのか。これはきょうわれわれがばらばらに政府に言つておるので困るかもしませんが、一

体自治省はその点どう考えておられますか。

○岡田説明員 一点は、いまの宅地部長からもお話をありましたように、その市街化区域に一応限

定して考へておるというようなことから——固定

資産税のほうはもう全国津々浦々に評価いたしてまいります。宅地の標準地だけでも三十万個所か

らあるというような状態になつております。したがつて、そういう技術的な面から困難である。ま

た、公示価格が出まして三年に一ペんの固定資産の評価でございまして、そういう時点との結び

つきの、時点修正と申しますか、そういうようなことは、要するにせつから地価公示制度という

から直ちに固定資産税にこれをリンクさせるといふことは困難である。また、法律もそういうこと

をうたつておられないというふうなことから、た

ざいまして、いろいろ税務当局で御検討なさる必

要のある問題が残つてゐるわけでございます。そういうことで、今回の法案におきましては税金との関係は一切考へておりません。

○河村委員 自治省、見えてますね。——固定資

産の課税に対する評価がえ、これが来年の一月に行なわれるという話ですが、いまそういうことになつていますか。

○河村委員 固定資産の評価は三年に一ペんやることであります。それで、毎年やつたつて一向差しつかえない

ことであつて、毎年やつたつて統一がとれるわ

い。特に市街化区域のように毎年地価の値上がりがうんと激しいところは毎年やるのはあたりまえ

ですよ。課税の対象にする場合だつて、ですか

ら、市街化区域については規準価格と同じ方式を

とり、それ以外の値上がりのおそいところは、三

年に一ぺんでもよろしくから評価の基準といふのと同じにすれば、そこでもつて統一がとれるわ

けでしよう。

相続税についてははどうお考へですか。

○亀徳政府委員 評価の問題は実行の問題でござ

いますので、なかなか——私のほうは、日々相続

が起きてきますので、公示制度がどうなるかを

待つてどうこうというのんびりしたことはできま

せんので、私のほうはもう——それからまた固定

資産税は三年ごとにつておられますが、私ども

はやはり時価といいますか、極力新しい実態をつ

かんで処理しなければいけませんので、毎年苦労

いたしておるわけでございます。ただ御案内によ

うに、この地価というものは、売った場合と買つた場合とが、またせつから評価するところに売買

実例がないとか、率直に申していへんむずかしい問題をかかえておるわけでございますけれども、それなりにそれをこなしまして、極力現状に

合うよう努力いたしておるような次第でござります。

○河村委員 大臣が来られて、大臣もお忙しいよ

うですからなるべく簡潔にしますが、私が言つたことは、要するにせつから地価公示制度という

ものをつけて規準価格をつくる、そういうところに來たわけです。そうしたら、少なくとも

あらゆる土地の税金の対象としては、評価基準と

だ十分尊重してまいりたい。せつからそういう制度があつてそういうものが示されるならば、それ

を念頭に置きまして、いわば基準にする場合の参考にするというようなことで尊重はいたしてまい

るというふうに考えております。

○河村委員 どうも大臣の答弁はよくわからぬ

い。いま突然来られたので、今までの話のいき

さつを御承知ないから無理だと思います。私が言

いたいことは、やはり土地税制というものは、こ

ういう不労所得に対し税を軽減するというよう

な、租税の負担の不公平を逆に促進するようなや

り方でやるべきではないし、やはり課税の強化と
いうことが保有税と譲渡所得税の、簡単に申せ
ば超過利潤みたいなものを受け上げる、これでい
がなければならぬ。たまたま地価公示制度という
ようなものができる、ちょうどいろいろな税制の対
象になる評価額を統一する機運が来たわけですから
ら、これを有効に使えば、ちょうど都市計画法も
でき、土地利用計画もできつあるときですか
ら、その辺についての大まかな方向でもよろしいか
ら、御答弁願いたい。

○**福田国務大臣** 土地は製造できるものじやなく
て、これは国民全体が最も効率高く利用すべきで
あります。土地所有権というものが認められ
ておるけれども、それはそういう意味におきまし
て一億国民からその所有者が信託を受けているの
だ、こういうふうに私は理解をしたいのですが、
そういう意味からいいますと、遊休地、遊閑地と
いうか、そういうようなものは相当深刻に考えて
いかなければならぬ段階に来ていると思うので
す。いわれるところの空閑地税、保有税、そ
うようなものも、土地の利用計画が定まらぬとな
かなか構想を立てるのが困難であります。その
利用計画の樹立と相まってそういう問題もこれから
考えていかなければならぬ時期に来つつある、
さような認識でございます。

○**河村委員** それでは土地税制に関する質問はこ
れで終わりますが、一つだけ大臣に所得税に関連
してお伺いいたします。

ことし課税最低限度の引き上げで、政府のいわ
ゆる標準世帯で九十三万五千円まで上げるという
政府の方針であります。われわれはことし百万円
まで減税しろということを言っておりますが、政
府は来年百万円だ、こういうことですね。いず
れにしましても百万円減税が達成した後、それか
ら先、課税最低限の引き上げをどのようにやつて
いくお考えであるか、それだけひとつ……。

○福田国務大臣 四十五年にはとあります百萬円
ということを考えておるわけですが、さてその後
四十六年度以降をどうするか、これはその時点と
いうか、その前の段階で考えてみたい、こういう
ふうに考えますが、税率調整問題ですね、この問
題が大きく浮かび上がってきておるわけなん
です。その財源があり余れば別ですが、財源が限ら
れているという際に、四十六年度以降の問題とし
て、税率調整を重視するか、あるいは課税最低限
の引き上げを重視するか、その辺についてはよほ
どよく考えてみる必要がある。課税最低限の引き
上げばかりに頭からきめつけてかかるわけにはい
くまいというのが、私のただいまの心境でござい
ます。

○河村委員 私ども別段課税最低限度だけに限れ
と言つておる意味ではございませんで、今まで
のいろいろな質疑のいきさつからいって、大体百
万円減税まで来たら、この辺が先進国の相場だか
ら、もう課税最低限度の引き上げはやらないとい
うというふうにとれる答弁がありましたから、念
のためにその点を実はお伺いしたのですが、その
点いかがですか。

○福田国務大臣 もう少し時間をかけて慎重に検
討したいと思います。ただいままで課税最低限と
言つてきましたが、課税最低限の声が大きいです
が、それに必ずしもこだわる気持ちはないと、い
うことを申し上げたわけです。

○河村委員 少なくとも今日のように物価が非常
に急上昇している場合には、かりに百万円が相場
だと仮定しても、実質価値はどんどん百万円より
下がるわけですね。そういう意味で、少なくとも
物価調整的な意味での課税最低限度の引き上げは
当然行なわれていかなければならぬと思います
が、その点はいかがですか。

○福田国務大臣 そういう点も含めて、いずれを
選択するか、あるいは両方をみ合わせるか、そ
ういう点はいまきめてかかる必要はない、こうい
うふうに考えます。

○田中委員長 ただいま議題となつております兩

○田中委員長 これより討論に入ります。
通告がありますので、順次これを許します。渡辺美智雄君。

○渡辺(美)委員 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案に対し、私は、自由民主党を代表して、賛意を表明するものであります。

この法律案は、昨年七月に答申された税制調査会の長期税制の改革案実現の第一年度として、夫婦子三人の給与所得者の課税最低限を現行の八十三万三千円から九十三万五千円に引き上げるとともに、給与所得控除の適用範囲を大幅に引き上げるほか、税率の緩和等を行なうものであって、もっぱら中小所得者層を対象として初年度において一千五百三億円、平年度千八百二十五億円の所得税減税を実施しようとするものであります。すなわち、夫婦子三人の給与所得者の課税最低限については、長期答申の改正案が完全に実施に移された場合、右の課税最低限は約百三万円となります。アメリカの百三十三万円にきわめて接近をしたものとなるわけであります。今回の改正によりまして、すでにイギリス及び西ドイツを凌駕する結果と相なり、かなりの引き上げとなつたのです。

また、給与所得控除の適用限度を、現在の年収百十萬円から一挙に年収三百十萬円まで引き上げることにいたしておりますが、年収三百十萬円以下の給与所得者の数が現在全給与所得者数の九九%をこえている現状からいたしますならば、この改正によってサラリーマンの大多数の人々は、収入があふれるにつれて税制上何らかの経費のしんしゃくを受けることになつたわけでありま

○只松委員 私は、社会党を代表いたしまして、本所得税法案に反対の立場を申し上げます。

税制は、申すまでもなく、應能、公平、法定の三原則に基づくことが肝要であります。しかるに、直接税対間接税の比率は、本年末六五対三五になんなんとし、明年以降は七対三に近づくであろうことが予測されます。

特に、この原因の内容を見るならば、直接税の中で所得税は一兆九千五億円、四九・六%、人員にして二千五百五十三万二千人に及び、なかんずく源泉所得税は税額にして一兆三千二百九十六億円に達し、人員も三千百六十三人と膨大なものとなつてまいります。その不平、不满は、私たちが常に指摘したとおり、ようやくその激しさを加えてきつたあります。政府与党たる自民党は申すまでもなく、大蔵当局も十分このような点を考慮していただきたいと思います。

以下、若干個々の問題について意見を述べみたいと思います。

今回の減税規模は、自然増収一兆二千億に対し一千五百億円ではあまりにも少な過ぎます。しかも物価調整減税の四百二十億円を差し引けば、今日の減税規模は実質的には一千百億円程度にしかすぎないわけでござります。

二つ目に、高額所得者に対する減税の恩恵は本当に大きくなつてまいりますが、少額所得者に対する減税の恩恵は微々たるものであります。特に新規高卒者にも課税されるというようなことはきわめて遺憾なことであります。

第三に、課税最低限は標準世帯、夫婦家族三人に対し九十三万五千円でも低過ぎるわけございますが、前にも申し述べましたように、新規高卒者の課税をはじめ、独身者の課税最低限三十二万九千円はあまりにも低過ぎます。

さらに、地方税の住民税などの負担を合わせますと、所得税減税の実質的効果はほとんどないと言つても過言ではありません。

第四に、所得税は法人税に比べて年々重課の傾向が強まり、また、いわゆるサラリーマンのあの

源泉徴収を受ける給与所得者との所得者との間の所得の把握に、いわゆる九・六・四といわれるようにな公平があることであります。

第五に、給与所得の定額控除は、先ほどいろいろな議論がありましたけれども、わが党はきわめて過小であると思います。特に必要経費は一切認められておりませんが、この点についても認める方向で努力すべきだと思います。

第六に、源泉徴収に対しましては特別控除を何らかの形で認むべきだと思いますが、これもほとんどその方向をとつております。

第七番目に、配偶者控除をもつと引き上げ、あるいは二分二乗方式を検討するなど、憲法に示された男女平等の原則に立つて、妻の地位、財産権について一そらの配慮をすべきである。

第八に、所得税の税率の刻みが五%から四%になりましたけれども、さらに明年の税率緩和の際は、一律にパーセントを下げるのではなくて、そのほとんどであります三百万円以下の所得者に対する改正案は必ずしも十分ではございません。その点に関しまして、わが党委員が連日意見を国民の声として代表して申し述べておりますので、十分この意見を取り入れられて、明年度の税制に実施されますよう要望いたしまして、私の反対討論を終わりります。(拍手)

○田中委員長 河村勝君。
以上申し述べましたような諸点に対して、本年度の改正案は必ずしも十分ではございません。その点に関しまして、わが党委員が連日意見を国民の声として代表して申し述べておりますので、十分この意見を取り入れられて、明年度の税制に実施されますよう要望いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○河村委員長 河村勝君。
以上申し述べましたような諸点に対して、本年度の改正案は必ずしも十分ではございません。その点に関しまして、わが党委員が連日意見を国民の声として代表して申し述べておりますので、十分この意見を取り入れられて、明年度の税制に実施されますよう要望いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○河村委員長 河村勝君。
以上申し述べましたような諸点に対して、本年度の改正案は必ずしも十分ではございません。その点に関しまして、わが党委員が連日意見を国民の声として代表して申し述べておりますので、十分この意見を取り入れられて、明年度の税制に実施されますよう要望いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 広沢直樹君。

○田中委員長 広沢直樹君。

○田中委員長 広沢直樹君。

○田中委員長 広沢直樹君。

してデフレートしなければなりません。昨年度においては、課税最低限度の引き上げのために千五十億の減税が行なわれたが、片方において酒たばこの値上げ並びに物品税の引き上げによって千

十億の減税を行なわれたが、片方において酒たばこの値上げ並びに物品税の引き上げによって千十億円の実質的な増税を行なつて、減税分を完全に相殺してしまつております。昨年度の消費者物価の上昇率は五・四%程度である。しかば四十三年度においては、それに見合だけの実質増税となつてゐるわけであります。政府の物価対策はきわめて貧困であります。昭和四十四年度における消費者物価の上昇も、政府の希望的予測をもつしても五%をこえることは明らかであります。

税となつてゐるわけであります。政府の物価対策はきわめて貧困であります。昭和四十四年度における消費者物価の上昇も、政府の希望的予測をもつしても五%をこえることは明らかであります。

このような実態からすれば、少なくとも昭和十四年度において百万円減税を実施するくらいの配慮は当然行なわれてしかるべきであります。昭和四十四年度の租税増収見込み額は一兆二千億であります。また、最も重視というべき源泉所得税のほとんどであります三百万円以下の所得者に對して税金区分を拡大することが重要であります。

以上申し述べましたような諸点に対して、本年度の改正案は必ずしも十分ではございません。その点に関しまして、わが党委員が連日意見を国民の声として代表して申し述べておりますので、十分この意見を取り入れられて、明年度の税制に実施されますよう要望いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 広沢直樹君。

によれば、そのうち約四百二十億円は物価調整減税に匹敵するとされておりますので、実質減税はわずか一千億円程度となることは、先ほども指摘されましたとおりであります。

ところが、この数字は、来年度における消費者物価の上昇率を五%とした場合の数字であります。そこで、物価上昇率がこの程度でおさまらないことが明らかである限り、その実質減税額が、さらにこれを下回ることもまた明らかであります。

さらに視点を変えまして、四十四年度における国民所得に対する租税負担率は一九・七%となつております。最近、政府はよく、

より高い福祉の水準はより高い国民の負担につながるのだということをいつておりますが、しかば、来年度予算に盛られた社会保障関係費は、さきのことはなはだ遠くかけ離れたものといわれております。それはかりか、今年も国鉄運賃の大額値上げを主軸とする政府主導型の物価上昇は、国民生活をさらに圧迫する結果になることは明らかであります。これでは、税金が一向に軽くならないという国民の声がかかるのもつとものであります。

今回の改正案の内容を見てみますと、俗に部課長減税といわれているとおり、減税の恩典は年収百万円から二百万円程度の階層に最も厚く及んでいます。年収百万円以下の所得者が、全納税者の七割近くを占めているという現状からいたしますと、所得税減税の第一目標は、むしろここに向けられてしかるべきであると思われるであります。

この際、政府は、わが党がかねて主張しておりますように、防衛費の削減、大企業優先の措置と利子配当所得の優遇措置の整理、交際費課税の強化等、特別措置の大幅整理により財源を捻出し、少なくとも標準世帯で課税最低限を百三十万円まで引き上げるとともに、低所得者には軽くなるような税率の調整を行なうべきであります。

以上のような観点から、私は、本案に対し反

対の討論をいたしました。

以上であります。(拍手)

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、來たる十八日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十七分散会